

横浜市母子家庭等自立支援計画

(平成20年度～平成24年度)

横 浜 市

目 次

	頁
はじめに	1
I 計画策定の趣旨	
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 基本方針	2
II ひとり親家庭の現状と課題	
1 ひとり親家庭数	4
2 ひとり親家庭の現状	5
3 ひとり親家庭の課題	25
III 支援の基本的姿勢及び基本目標	
1 支援の基本的姿勢	27
2 支援の基本目標	27
IV 支援の具体的計画	
母子家庭等自立支援計画体系図	29
1 子育てや生活の支援	30
2 就業の支援	31
3 自立に向けての経済的支援	33
4 養育費確保の支援	33
5 相談機能や情報提供の充実	34
6 児童自身へのサポート	35
V その他	
平成15～19年度計画「支援の具体的計画」実績一覧	36
横浜市母子家庭等自立支援計画策定連絡会 名簿	38
横浜市ひとり親世帯アンケート調査票	39

はじめに

横浜市では、平成15年度に「横浜市母子家庭等自立支援計画」を策定し、平成19年度までの5か年計画として、母子家庭等への支援を実施してきました。

この計画は自立に向けて資格や技術を身に付けていただくための新規事業等を盛り込むと同時に、ひとり親世帯の皆様と共に、行政をはじめ多くの支援者、支援団体が連携していこうというものでした。

計画の中には「就業の支援」もありますが、例えばこの一事業である母子就労支援員が一人ひとりに合わせて作った就労支援計画に基づききめ細やかに就労を支援する「母子家庭就労支援事業」では、平成18年度の事業開始時から2年間で158人の方が就労される等、大きな効果を生んでいます。

これからも、特に各支援策の広報と母子家庭等を地域全体で見守るための啓発等にも注力しつつ、引き続き母子家庭等の総合的な自立支援を進めてまいりますので、皆様の益々のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にご意見をお寄せいただきました皆様と、今回の計画策定に多大なるご協力を頂きました「横浜市母子家庭等自立支援計画策定連絡会」の委員の皆様へ、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

横浜市こども青少年局長 屋代 昭治

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

平成14年11月、母子家庭等に対するきめ細かな福祉サービスの展開と自立支援を目的として母子及び寡婦福祉法が改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられました。

そこで横浜市では、平成15年度から平成19年度までの5年計画「横浜市母子家庭等自立支援計画」を策定し、これに基づき母子家庭等の自立支援施策を展開してきたところです。

この度、前期5か年計画が終了するにあたり、次期5年計画を策定するため、8月にひとり親家庭の皆様のご協力を得てアンケート調査を実施するとともに、母子寡婦福祉会や母子福祉関係の団体等を構成員とする連絡会を開催し、本計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の運営期間は、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿って、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

なお、母子及び寡婦福祉法と同時に改正され、平成15年4月から施行された児童扶養手当法では、平成20年4月から、手当支給後5年経過した受給者の一部は手当額を減額することとなりました（ただし、平成20年2月に「児童扶養手当法施行令」の一部改正があり、支給停止対象者の範囲（就労中・求職中等の場合は適用除外）や支給停止額などの改正が行われています）。

3 基本方針

本計画は、母子家庭等の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図り、もって児童の健全な成長を確保するために策定するものです。

児童の養育に当たる親は、子育てと生計維持という役割を一人で担うため、様々な困難に直面しており、自立には就労支援とともに子育て及び生活等の総合的支援が必要です。

またその際、関係機関や関係団体等のきめ細かな配慮と連携が求められます。

■ 本計画における用語の定義

- ・ 母子家庭・・・母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）
- ・ 父子家庭・・・父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・ 寡婦・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ 母子家庭等・・・母子家庭・父子家庭・寡婦
- ・ ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭

■ 引用している調査

- ①「横浜市ひとり親家庭アンケート調査H20年度」<横浜市実施>（以下、「本市調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「全国母子家庭等調査(H18年度)」<厚生労働省実施>（以下、「全国調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ③「国勢調査(H17年)」<総務省実施>
対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯
- ④「国民生活基礎調査(H19年)」<厚生労働省実施>
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

- 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

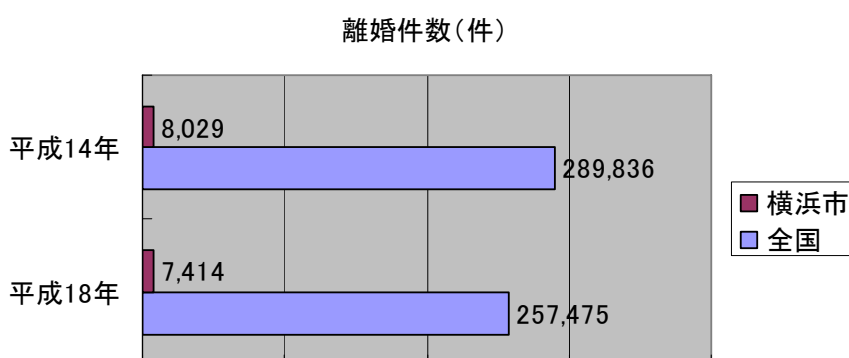
本計画策定に当たり、本市におけるひとり親家庭の課題を明らかにするため「横浜市ひとり親家庭アンケート調査」（平成20年8月）を実施しました。以下この調査結果を基に国の統計等も交え、本市におけるひとり親家庭の現状を見ていきます。

1 ひとり親家庭数

1) 離婚件数の推移

日本の離婚件数は、平成14年を最多に減少しており、平成18年の離婚件数は14年比で13%減っています。

また、同期間の本市の離婚件数は8%減となっています。

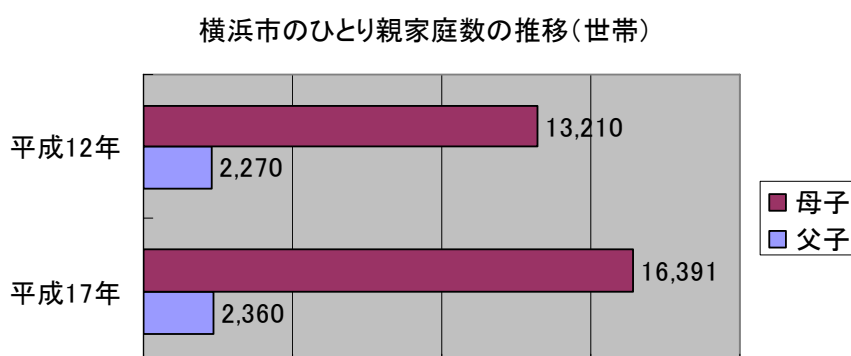


(出典)厚生労働省人口動態統計

2) ひとり親家庭数の推移

本市母子家庭数は、平成12年～平成17年までの5年間で24%の増となっています。

本市父子家庭数の同期間の伸び率は4%です。



(出典)国勢調査統計

3) 本市ひとり親家庭数

本市調査結果の児童扶養手当の受給率等から推定しますと、本市の母子家庭数は約35,000世帯、また本市調査から父子家庭数は約7,200世帯と推定されます。

2 ひとり親家庭の現状

1) 属性

母子家庭となった理由は、昭和50年頃を境として離婚等生別が死別を上回り、以後生別の割合が毎年増加してきています。本市調査でも離婚の占める割合は高いものとなっています。

① ひとり親家庭となった理由

本市調査では離婚が約76%、死別が約13%でした。

全国調査では離婚が約69%、死別が約11%です。

(なお、児童扶養手当(公的年金受給者は対象外)の本市平成20年9月受給者20,049人について見ますと、離婚が90%、未婚が6%、死別が1%です。)

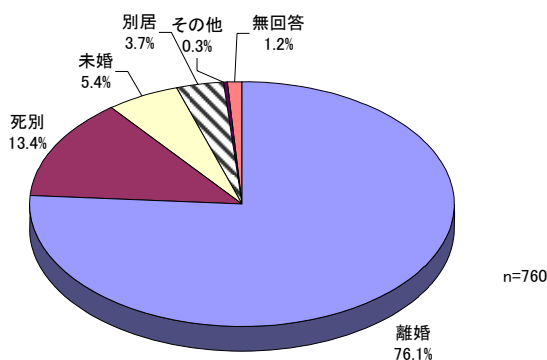


図. ひとり親家庭になった理由

母子・父子家庭別の結果と、前回調査の結果との比較については次のようになっています。今回の調査では、父子家庭において「死別」の割合が高くなっていることがわかります。

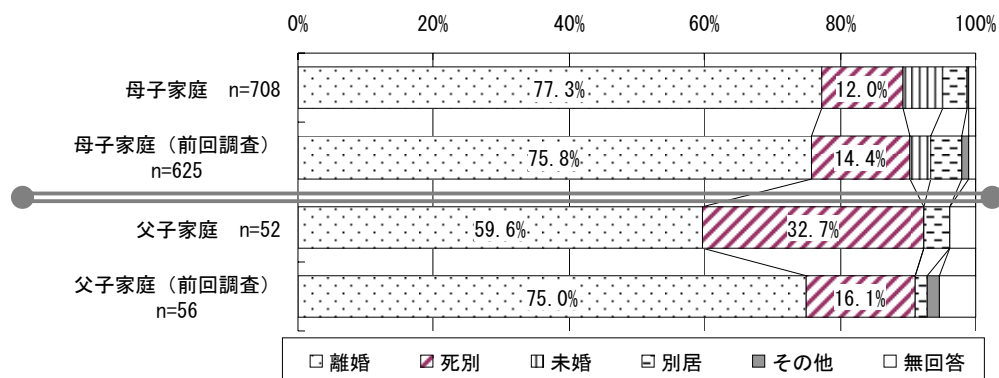


図. ひとり親家庭になった理由 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

② 世帯における末子の年齢

本市調査では、末子が未就学又は小学生の世帯が54%を占めています。（全国調査では51%）

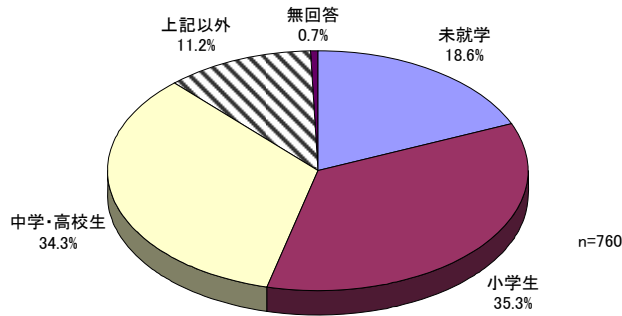


図. 子ども（末子）の就学・就業状況

母子・父子家庭別の結果と、前回調査の結果との比較は次のようになっています。末子の状況についても、母子家庭では未就学の子どもの割合が高く、父子家庭では比較的年齢が高い子どもの割合が高いことがわかります。

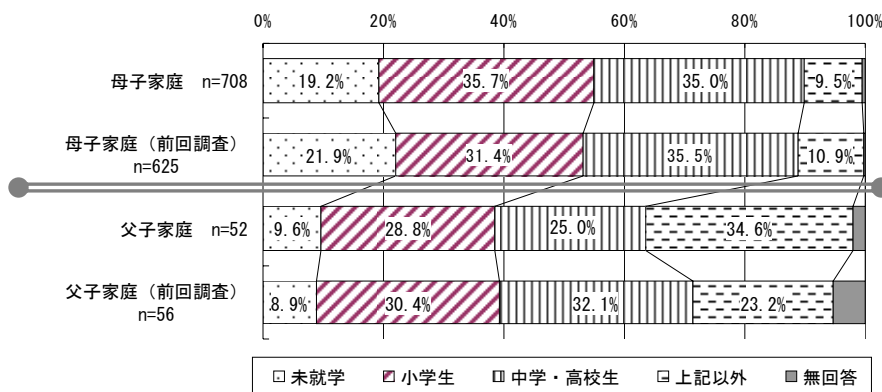


図. 子ども（末子）の就学・就業状況（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

③ ひとり親家庭となった時の母・父の年齢

本市調査では、30～39歳が49%と半数近くなっています。（全国調査では45%）

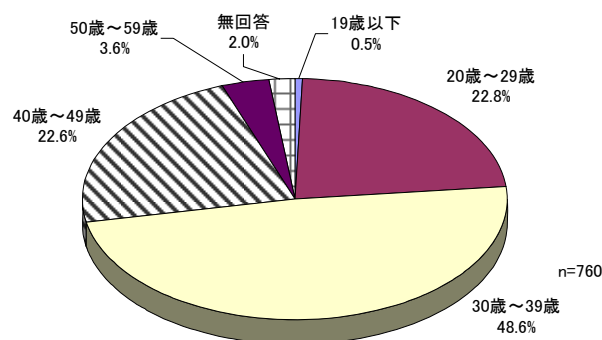


図. ひとり親家庭になったときの年齢

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では、父子家庭に比べてひとり親家庭になったときの年齢が比較的低いことがわかります。今回調査について、平均では母子家庭が34.6歳、父子家庭は40.7歳となっています。

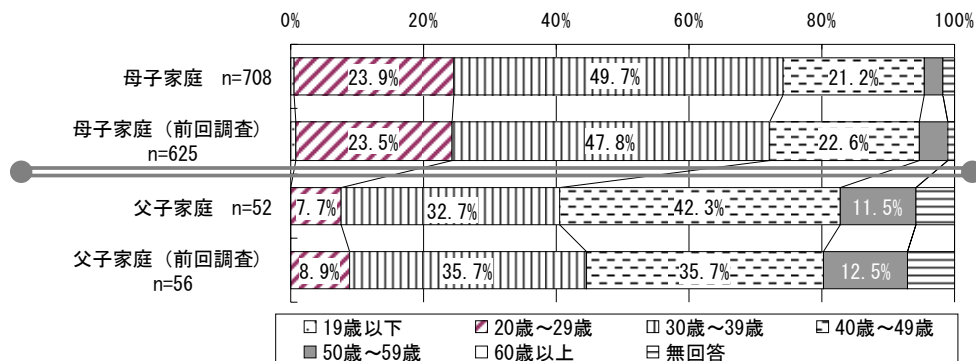


図. ひとり親家庭になったときの年齢（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

④ 親族との同居状況

様々な援助が期待できる親族との同居は24%でした。

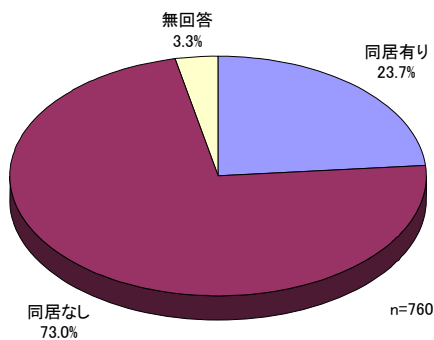


図. 家族親族との同居

母子・父子家庭別にみると、父子家庭の方が同居者がいる世帯が若干多いことがわかります。このような結果は前回調査でも確認されていますが、今回の調査では母子家庭と父子家庭の差が小さくなっています。

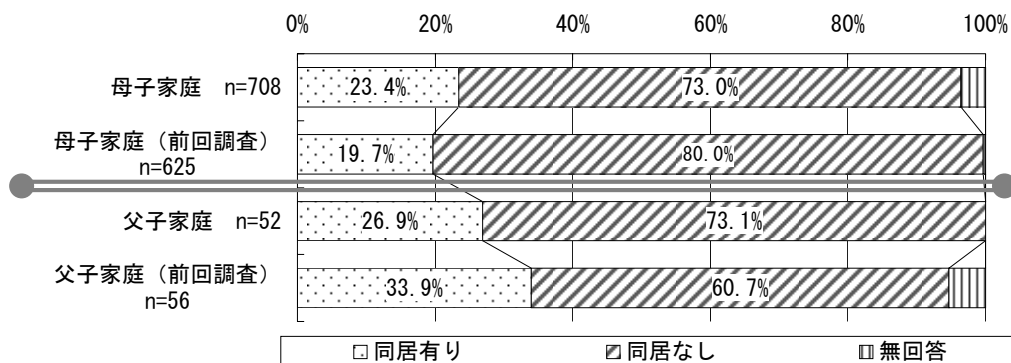


図. 家族親族との同居（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

2) 生活・子育ての状況

生活面では、ひとり親家庭になって困ったこととして、「生活費の不足」を挙げる人が多くなっています。また、仕事との両立に不可欠な保育の支援については保育園等が利用されています。

① 世帯の収入

本市調査結果によると、年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は350万円ですが、母子家庭のみをしてみると約半数の世帯（45%）が300万円未満という状況で、平均収入は329万円です。なお、父子家庭の平均収入は639万円です。

（H19年国民生活基礎調査によると母子家庭の平均所得は236.7万円で、これに対し児童のいる全世帯の平均所得は701.2万円です。）

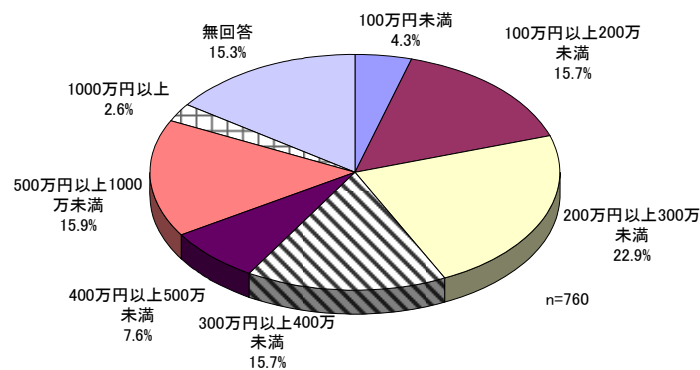


図. 世帯総収入

前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに世帯年収が増えていることがみてとれます。

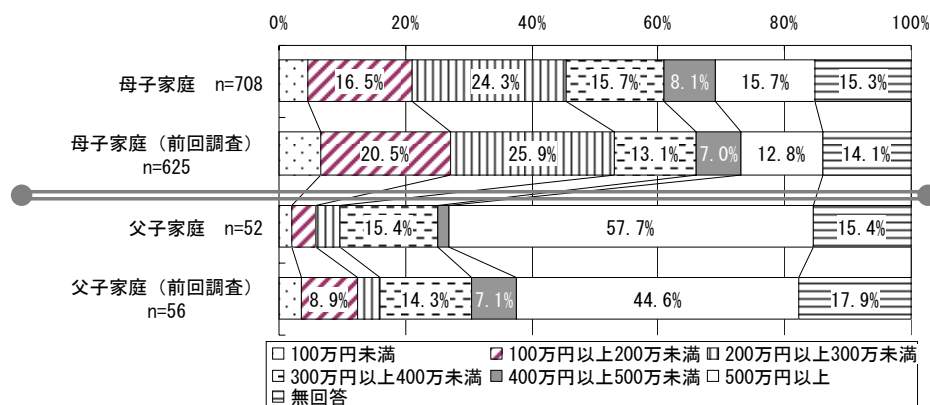


図. 世帯総収入（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

② 住居の状況

本市調査では、持ち家が31%と最も多くなっていますが、民間借家・間借と、公営住宅・社宅を合計すると51%になります。

(本市調査の「ひとり親家庭になった時困った事」という質問で、19%の人が「公営住宅に入居できない」、うち9%の人は「現在も困っている」となっています。)

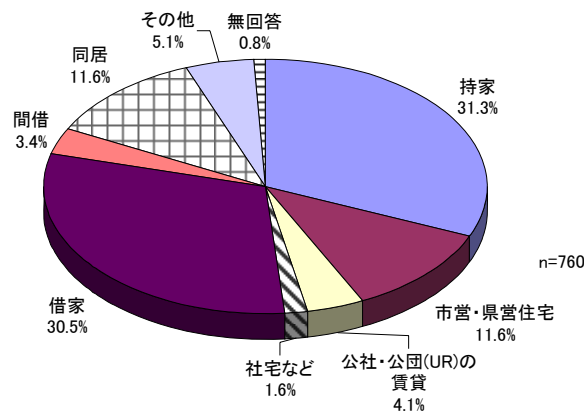


図. 住居の状況

母子・父子家庭別にみると、母子家庭において「市営・県営住宅」や「借家」「同居」の割合が高く、父子家庭では「持家」の割合が高いことがわかります。前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに「持家」の割合が増えていることがわかります。

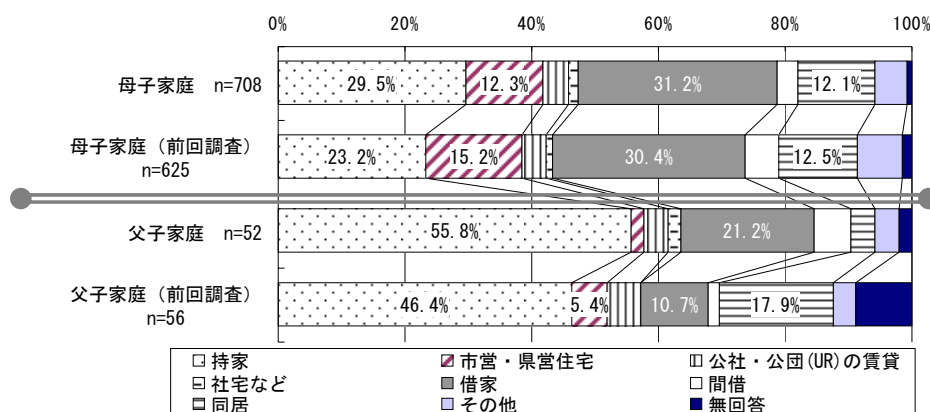


図. 住居の状況 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

③ 未就学児の保育

本市調査によると、未就学児のいるひとり親家庭の77%が保育園等を利用しています。

④ 子育ての悩み

福祉制度の利用状況を尋ねた中で、18%の人が児童相談所を利用したことがあり、18%の人は今後利用したいと答えています。

3) 就業の状況

就業率は86%で、就業意欲が就業と結びついていない人がいます。また就業形態では正社員・正規職員が多くなっています。

① 就業意欲

就業率は本市調査では86%、全国調査では85%とほぼ同率となっています。また、現在仕事に就いていない人の22%はすぐ働きたいと考えています。

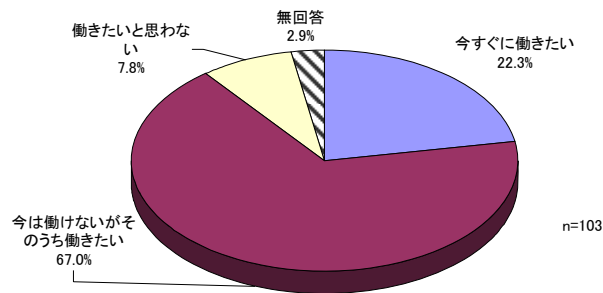


図. 働きたいと思っているか

母子・父子家庭別に見ると、母子家庭については前回調査と比較して「今すぐに働きたい」の割合が減り、「今は働けないがそのうち働きたい」が増えていることがわかります。

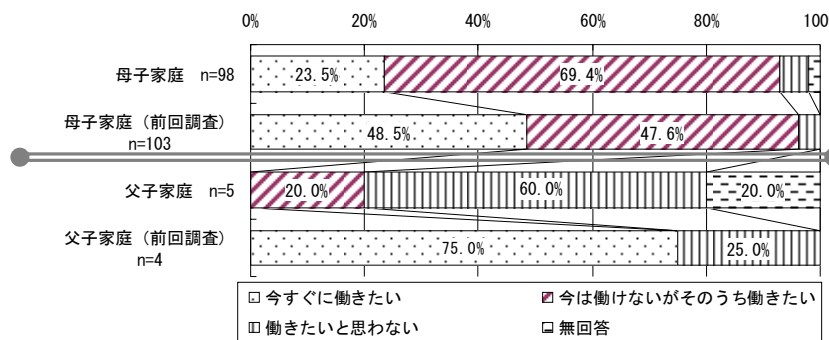


図. 働きたいと思っているか（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

このすぐ働きたいと考えている人に、現在仕事に就いていない理由を尋ねたところ、「時間について条件のあう仕事がない」が52%と最も多く、「年齢制限のため仕事がない」「仕事に必要な知識や資格がない」がそれぞれ30%と続いています。

母子家庭について、前回調査の結果との比較は次のようになっており、「時間について条件のあう仕事がない」が最も多い回答結果であるのは前回も同様であることを確かめることができます。なお、本設問について、父子家庭の人の回答該当者は0人であったため、グラフ等は省略しています。

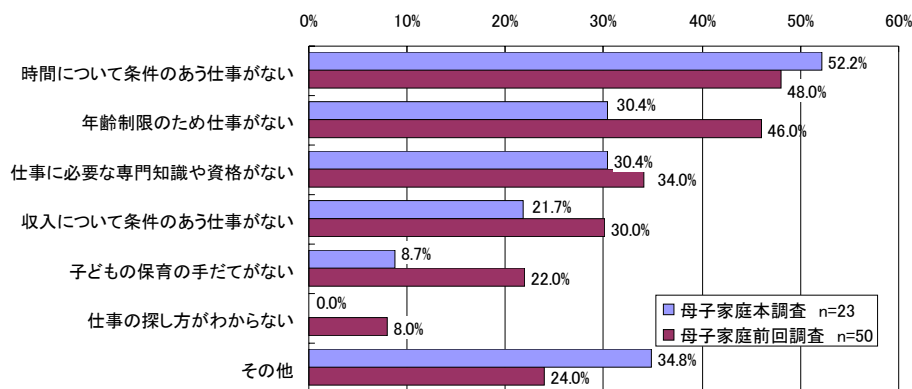


図. 今すぐに働きたいと思っているが、働いていない理由（母子家庭、前回調査との比較）

また、今は働けないがそのうち働きたいと答えた67%の人に、どのような状況になれば働けるようになるかを尋ねたところ、「自分の問題（健康など）が解決したら」が39%おり、「資格や技能を身につけたら」という人も20%いました。

母子家庭について、前回調査と比較すると、「自分の問題（健康など）が解決したら」が最も多いのは前回と同様ですが、その割合は減少しており、一方で「子どもの問題（健康など）が解決したら」「仕事に必要な資格や技能を身につけたら」「学校や職業訓練などが終了したら」の回答は増えていることがわかります。

なお、父子家庭の方は1名であり、回答は「自分の問題（健康など）が解決したら」でした。

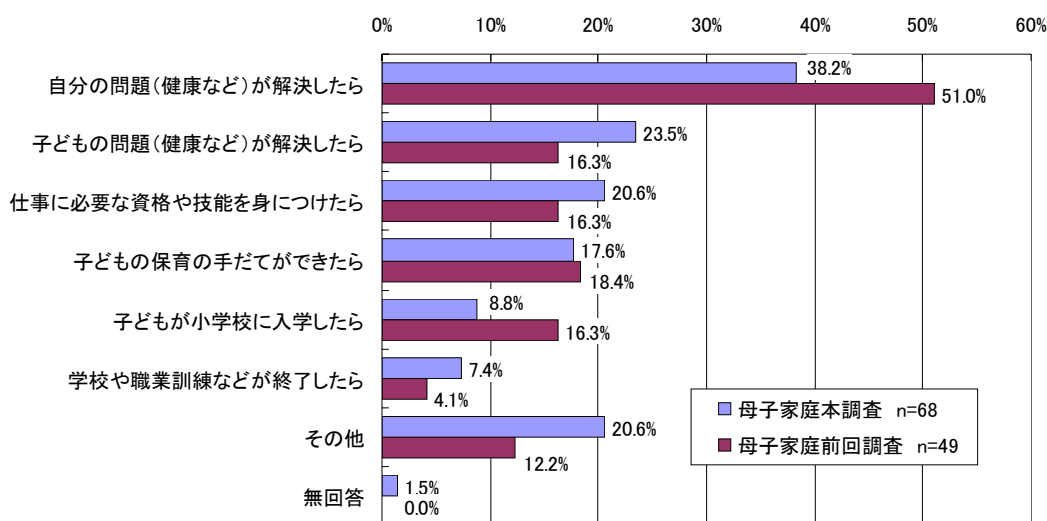


図. 今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか（母子家庭、前回調査との比較）

② 就業形態

就業形態は、「正社員・正規職員」が44%と最も多くなっていますが、「パート・アルバイト」、「嘱託・準社員・臨時職員」、「人材派遣会社の派遣社員」を合わせた非正規職員は48%になります。全国調査では正社員（※1）が46%、非正規職員（※2）が43%となっています。

※1 全国調査結果の「常用雇用者」を計上

※2 全国調査結果の「臨時・パート」と「派遣社員」の合計を計上

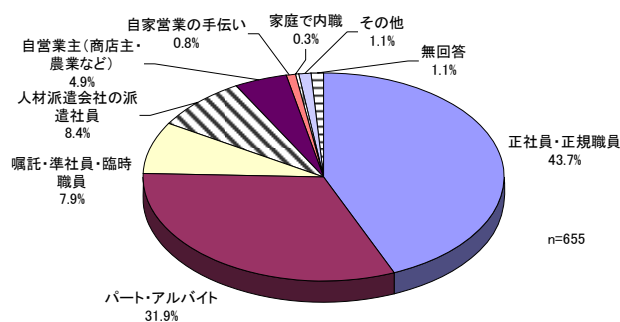


図. 現在の仕事の就業形態

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では特に「正社員・正規職員」の割合が高いことがわかります（76%）。また、父子家庭では「自営業主（商店主・農業など）」が次いで多くなっています。前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに「正社員・正規職員」の割合が増えていることがわかります。

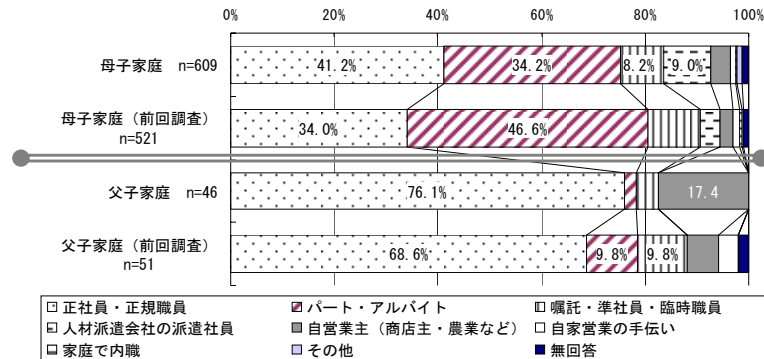


図. 現在の仕事の就業形態 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

③ 就労時間

就業者の就労時間について見てみますと、1週間当たり「40時間～50時間未満」との回答が最も多く39%でした。

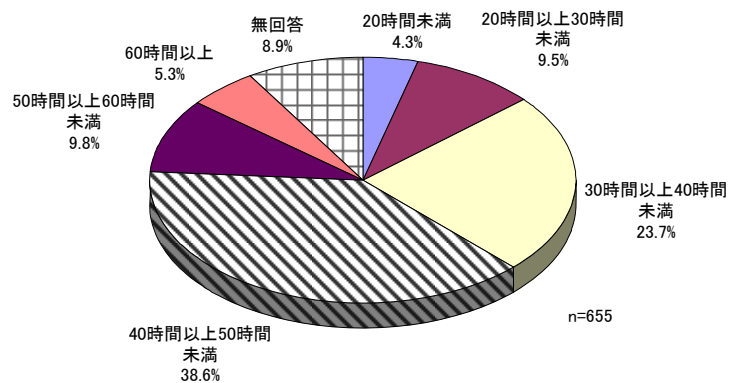


図. 一週間あたりの平均就業時間

母子・父子家庭別にみると、父子家庭の人のほうが就業時間が長いことがわかります。平均は母子家庭が38.5時間、父子家庭が52.6時間となっています。

前回調査との比較からは、母子・父子家庭ともに就業時間が長くなっていることがわかります。

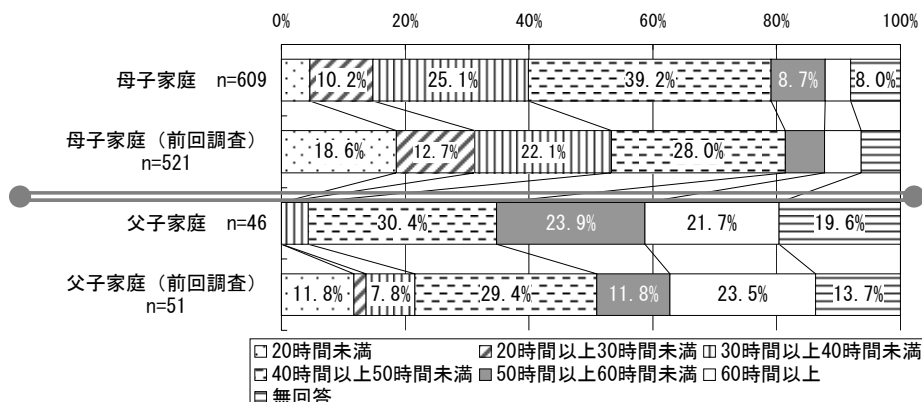


図. 一週間あたりの平均就業時間 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

④ 年収

本市調査によると、現在働いている人の年収平均は303万円です。

母子家庭について就労形態との関係を見ると、200万円未満の収入世帯は正社員・正規職員では8%ですが、パート・アルバイトでは85%にのぼります。

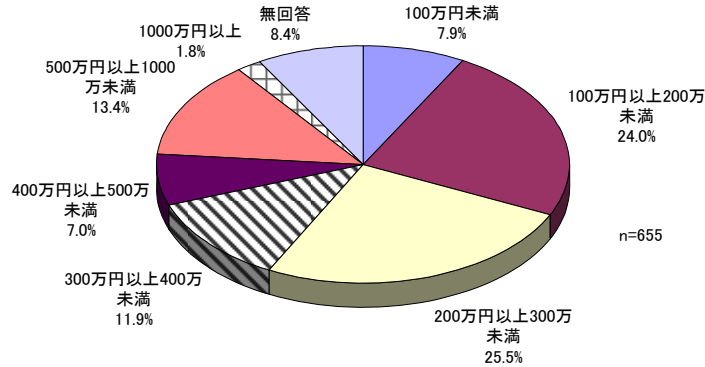


図. 現在の年収額

前回調査との比較からは、母子・父子家庭ともに比較的年収が多い人の割合が多くなっていることがわかります。平均で比べると、母子家庭では238万円から277万円に、父子家庭では537万円から647万円となっています。

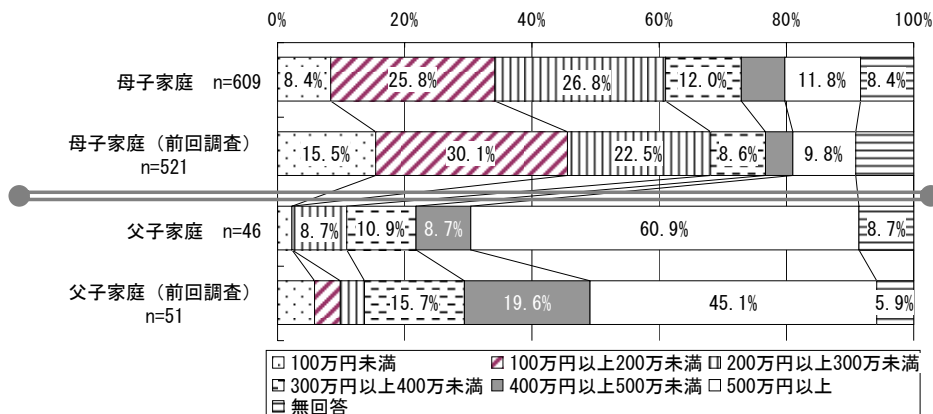


図. 現在の年収額 (母子・父子家庭別、前回調査との比較)

⑤ 就労の際重視する点

33%の人が仕事を変えたいと考えていますが、その際考慮する点を尋ねたところ、「十分な収入が得られること」（75%）のほか、「厚生年金や雇用保険に入れる」、「通勤時間が短い」、「土日に休める」、「休暇が取りやすい」が高率でした。

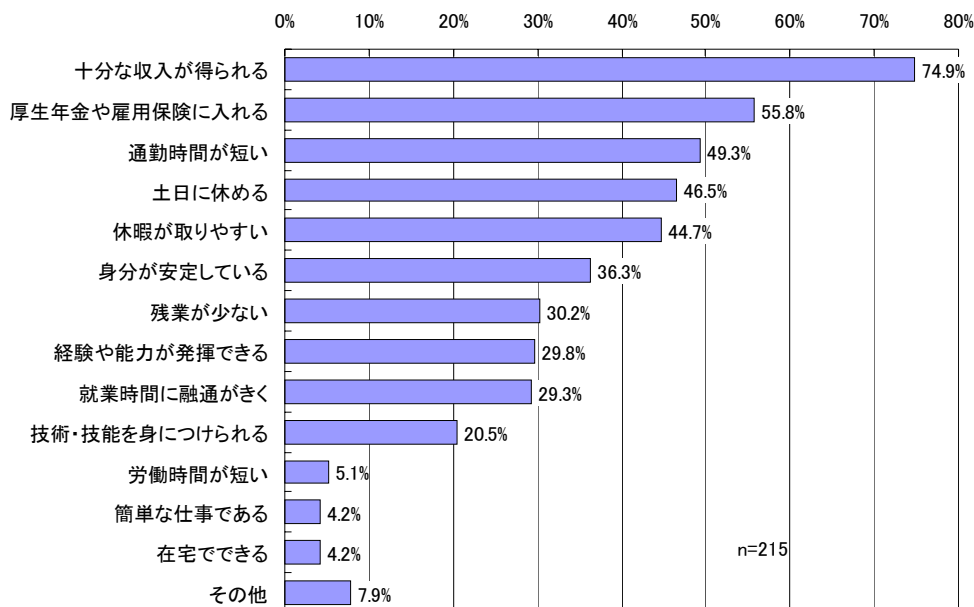


図. 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（仕事を変えたい人）

母子・父子家庭別にみると、父子家庭については（回答者の人数が少ないために注意が必要ですが）、「経験や能力が発揮できる」に対する回答が高くなっています。

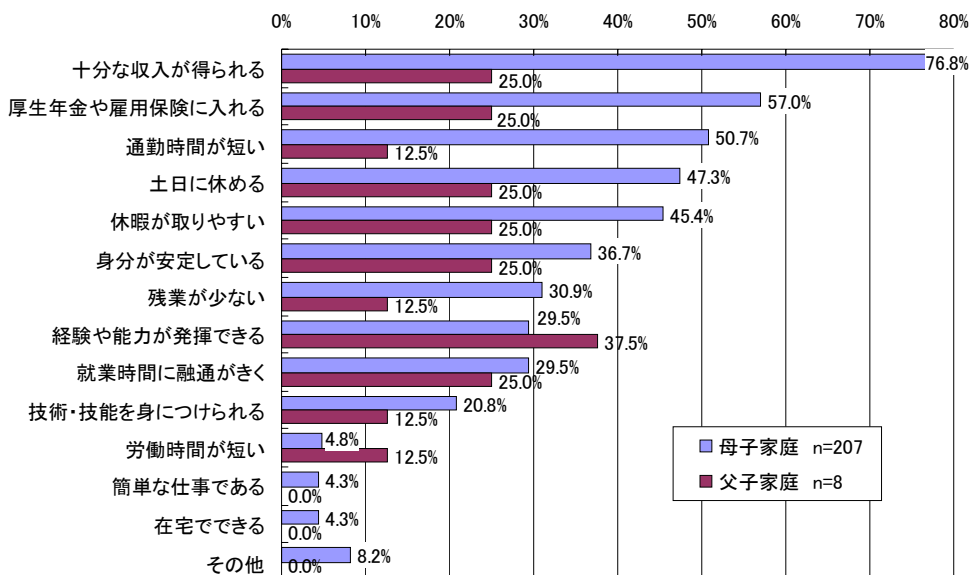


図. 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（母子・父子家庭別、仕事を変えたい人）

⑥ 就職や仕事の支援についての希望

就職や仕事に必要な支援を尋ねたところ、「訓練受講などに経済的支援が受けられること」、「訓練などが受講しやすくなること（実施日・時間帯など）」、「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」、「技能訓練、職業訓練などの機会が増えること」などに多く回答がよせられています。

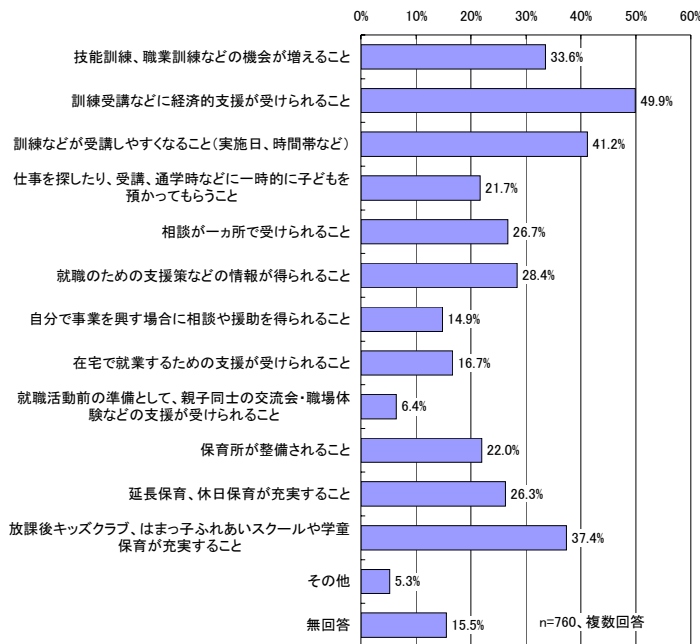


図. 就職や仕事のために必要な支援

母子・父子家庭別にみると、全体的に父子家庭よりも母子家庭のほうが多くの支援を必要としていることがわかります。

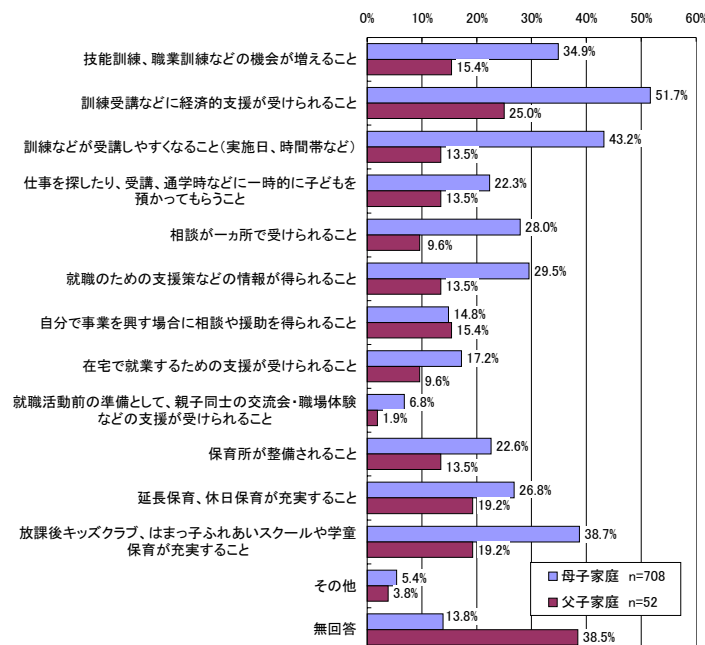


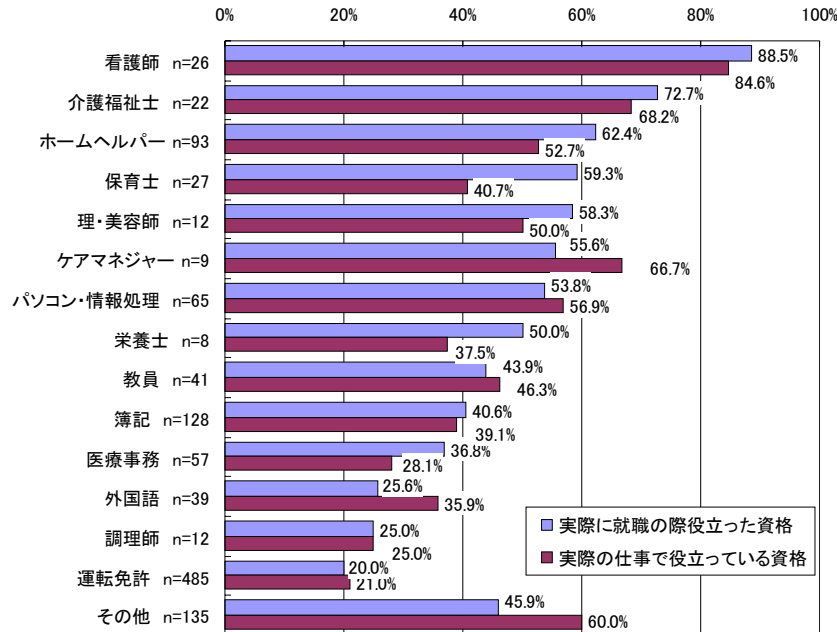
図. 就職や仕事のために必要な支援（母子・父子家庭別）

⑦ 就労に役立つ資格等

持っている資格のうち実際に就職の際役立つものをたずねたところ、「看護師」、「介護福祉士」、「ホームヘルパー」などが比較的高くなっています。

さらに、これらの資格は実際の仕事で役立っている割合も高いことがわかります。

なお、これから身につけたい資格・技能・知識を自由に記入していただいたところ、「パソコン・情報処理関係」が一番多く、「介護関係」、「医療関係」と続きました。



※割合を計算するにあたっての母数は、それぞれの資格保有者数となっています。

図. 就職の際や現在の仕事で役に立っている資格

4) 養育費・その他

養育費を取り決めている世帯は30%でした。今後利用したい福祉制度では母子家庭自立支援教育訓練給付金、無料法律相談、民間住宅あんしん入居等が高率でした。

① 養育費

本市調査で、養育費について取り決めをしている世帯は30%で、全国調査の39%よりも取決め率は低くなっています。

取り決めをしていない人に、養育費に関する専門相談の利用希望を尋ねたところ、利用したいと答えた人が20%いました。

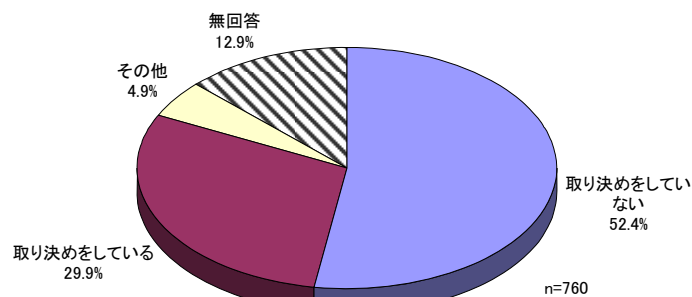


図. 子どもの養育費について

母子・父子家庭別、前回調査との比較をみると、母子家庭について、前回調査と比べて「取り決めでしていない」の割合が若干増加していることがわかります。

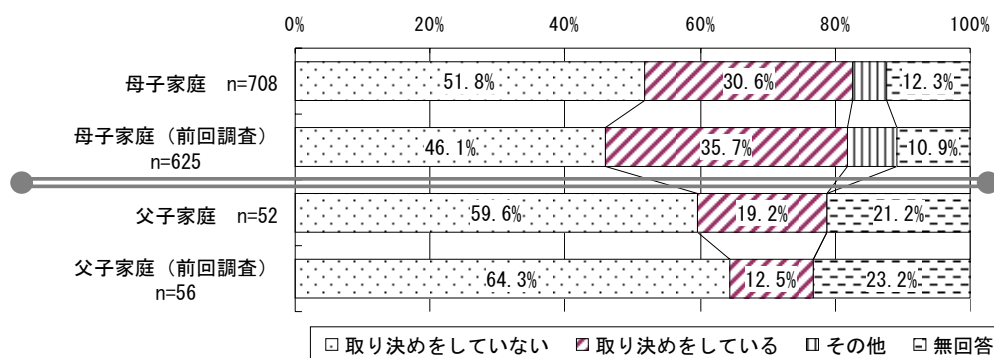


図. 子どもの養育費について（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

② 制度面についての意見など

自由意見欄に寄せられた意見462件の内、最も多かったのは「各種補助を増やしてほしい」「制度についてもっと積極的に教えてほしい」などのひとり親家庭をめぐる制度面に関する意見や希望であり、185件ありました。続いて、「子どもを預ける場所がない」「子どもの将来が心配」などの子育てに関することが128件、金銭面や精神・健康面、就職・仕事に関する意見や要望も多く寄せられました。

③ 健康

健康状態について尋ねたところ、「よくない」5%、「あまりよくない」18%で、これを合わせた23%の人が健康状態がすぐれないと答えています。

（国民生活基礎調査の「健康意識の割合」6歳以上女性では、「よくない」1.8%、「あまりよくない」12.4%で、合わせて14.2%となっています。）

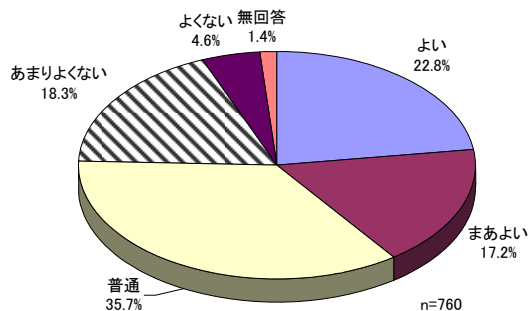


図. 現在の健康状態

母子・父子家庭別、前回調査との比較についてはそれぞれ次のようになっています。前回調査に比べ、「よい」「まあよい」の割合が母子・父子家庭ともに増えていることがみてとれます。

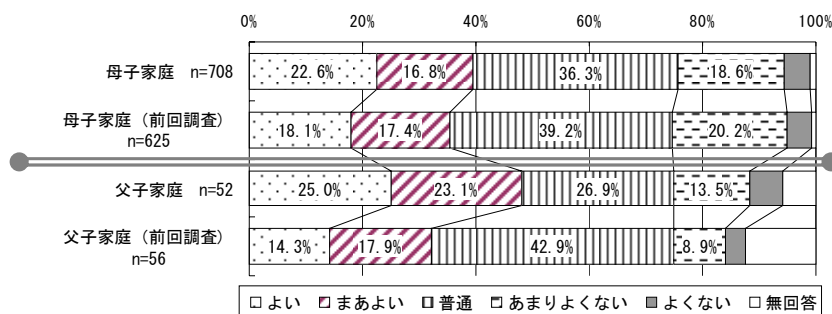


図. 現在の健康状態（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

④ ひとり親家庭になって困ったこと

ひとり親家庭になって困ったことを尋ねたところ、母子・父子家庭別にみると、母子家庭では特に「生活費が不足している」という回答の割合が、父子家庭では「炊事洗濯等の日常的な家事ができない」と「生活費が不足している」という回答の割合が高くなっています。

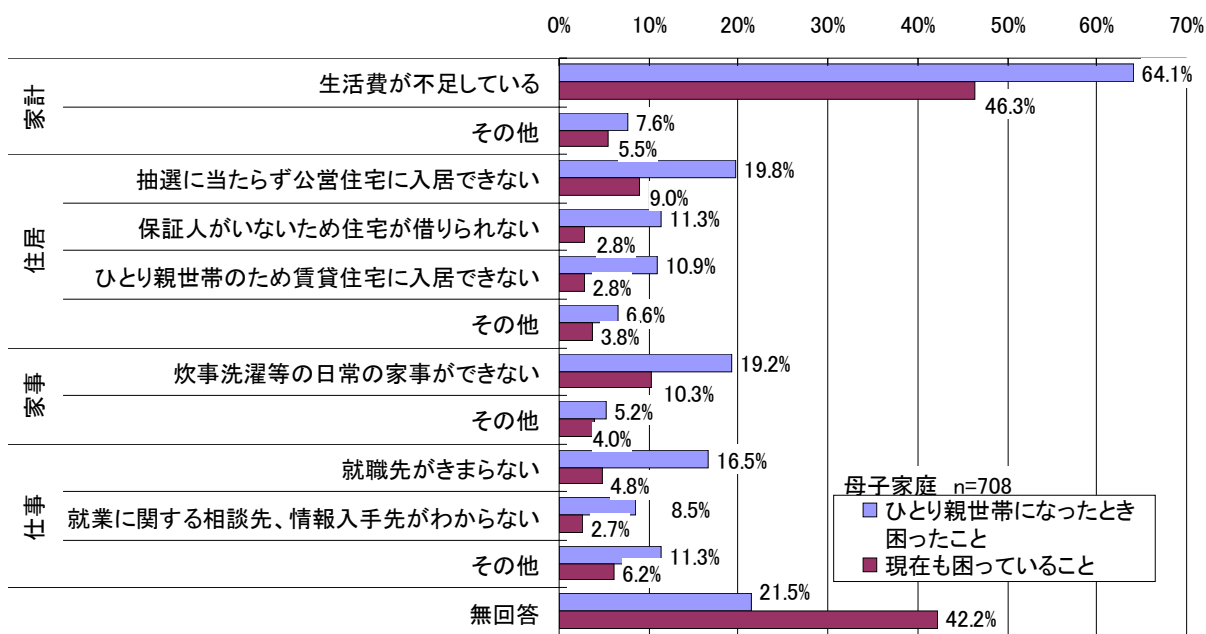


図. ひとり親になったときに困ったこと、現在も困っていること（母子家庭）

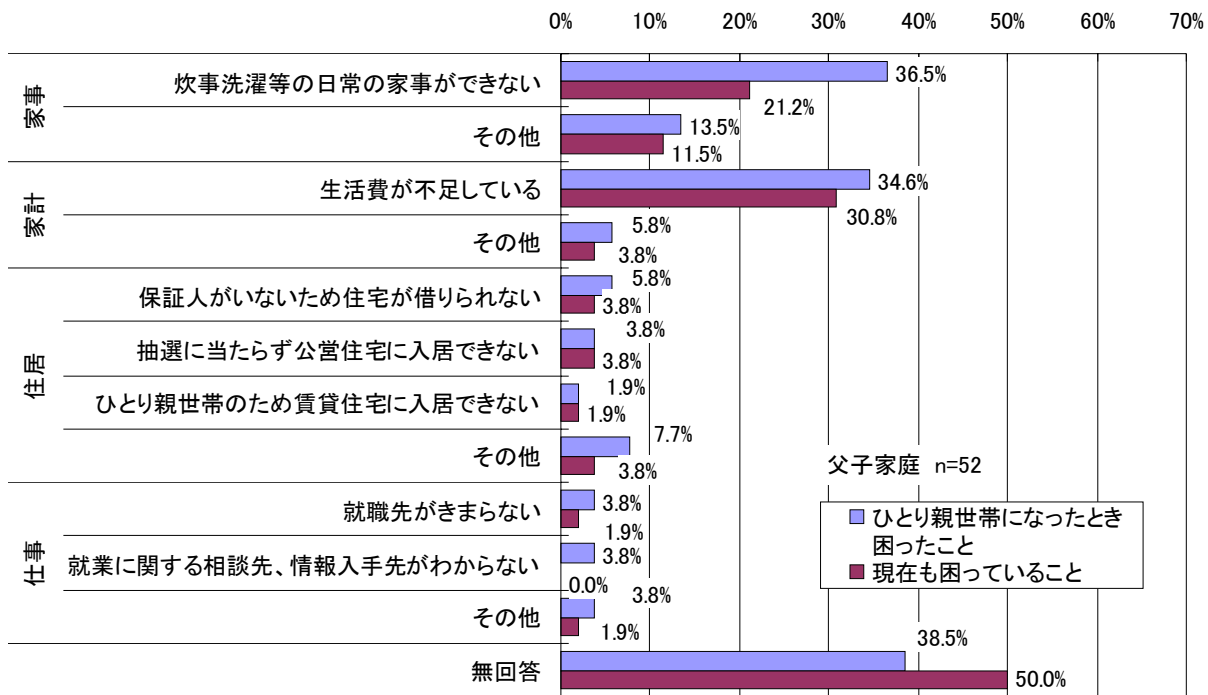


図. ひとり親になったときに困ったこと、現在も困っていること（父子家庭）

また、相談相手について尋ねたところ、約 7 割が「相談できる相手がいる」と回答しています。

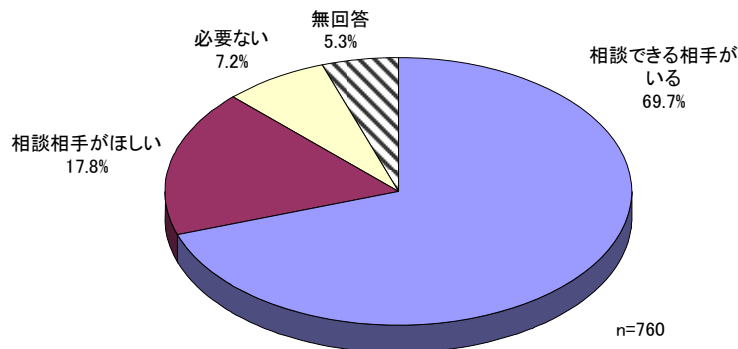


図. 相談相手の有無

母子・父子家庭別にみると、父子家庭において「相談できる相手がいる」割合が少なく、「相談相手がほしい」「必要ない」という回答の割合が高くなっています。

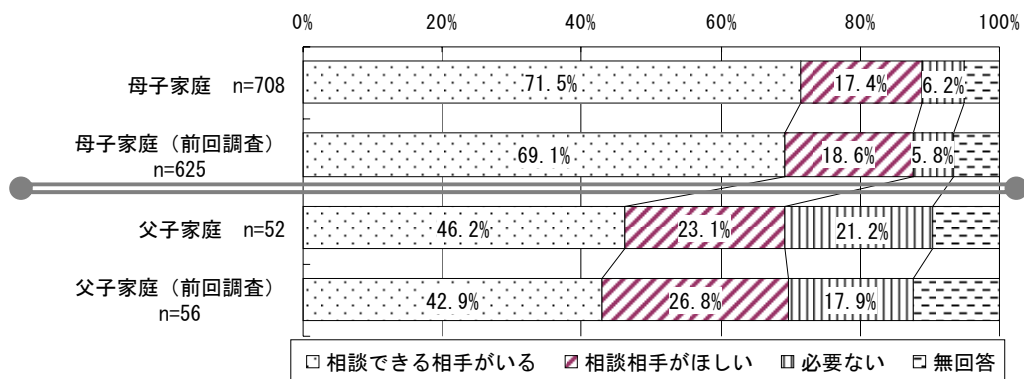


図. 相談相手の有無（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

⑤ 現在の暮らしについて

現在の暮らしについて尋ねたところ、「苦しい」23%、「やや苦しい」36%、合わせて59%の人が苦しいと感じています。

(国民生活基礎調査の「生活意識状況」全世帯では、「大変苦しい」24%、「やや苦しい」33.2%で、合わせて57.2%でした。なお、同調査の母子家庭では、同じく合わせて85.1%となっています。)

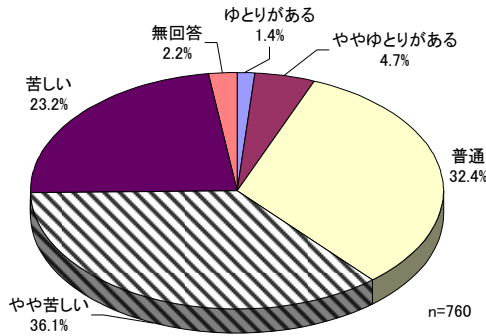


図. 現在の暮らしについて

母子・父子家庭別、前回調査との比較については次のとおりです。母子家庭について、「苦しい」と回答した人の割合が減少し、「普通」の人の割合が増えていることがわかります。

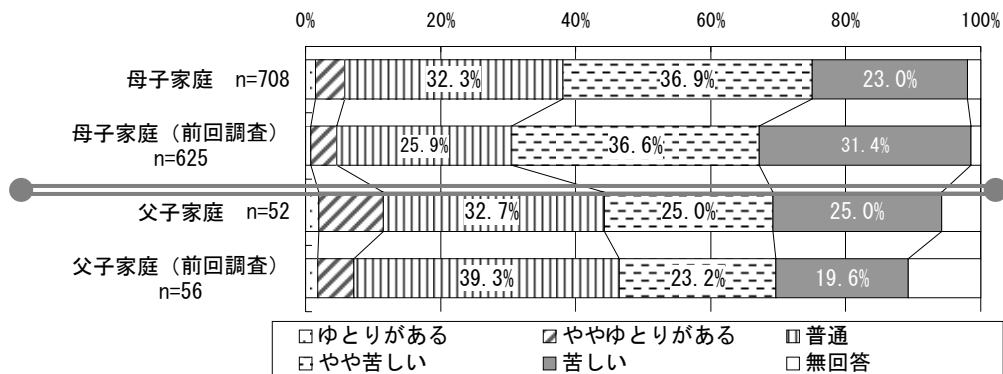


図. 現在の暮らしについて (母子・父子家庭別)

⑥ 福祉制度等の利用状況

今後利用したい福祉制度等を尋ねたところ、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」、「無料法律相談所」、「民間住宅あんしん入居」、「母子寡婦福祉資金」「電話相談」などに比較的多くの回答がよせられています。

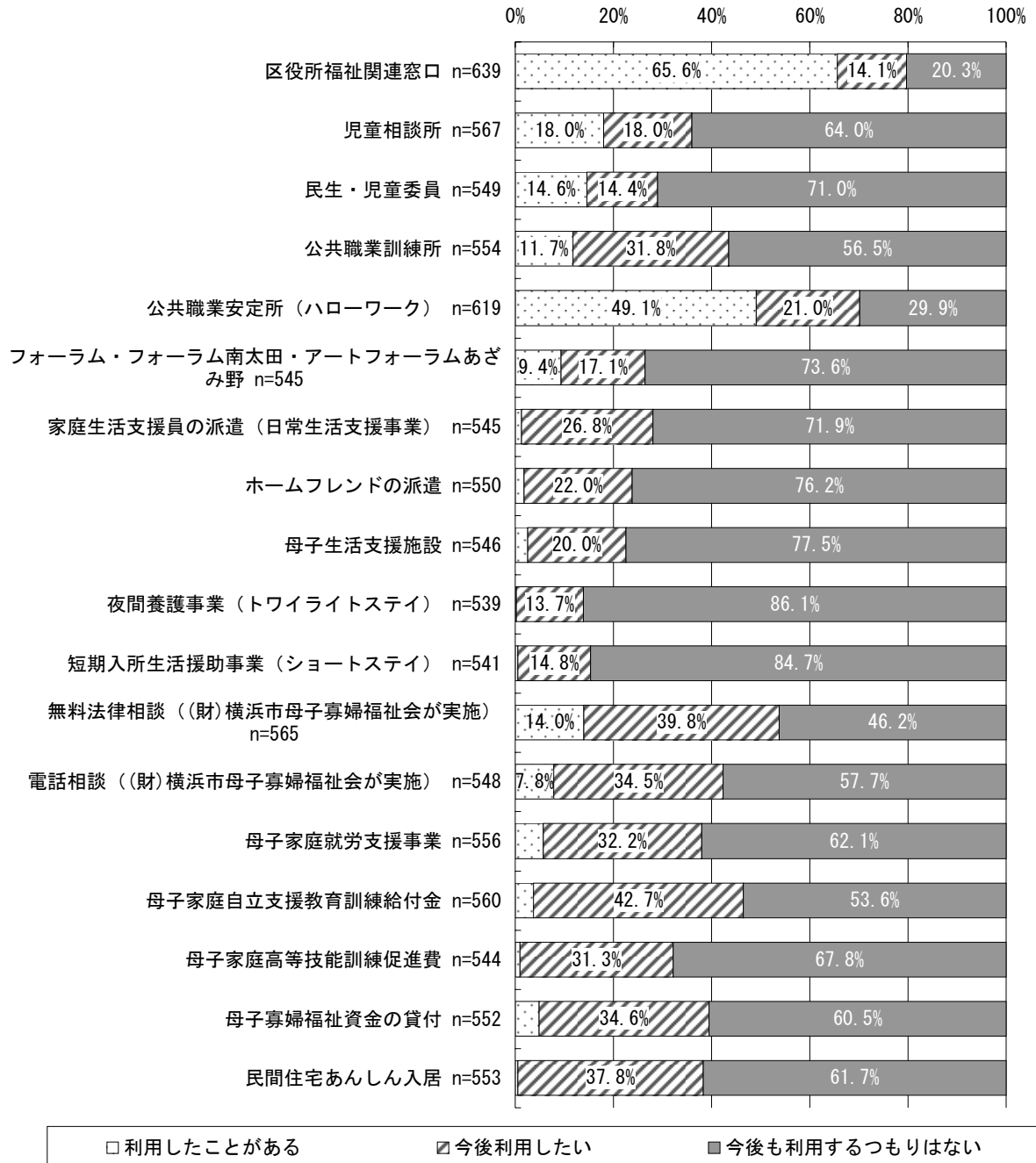


図. 各種制度・サービスの利用状況
注) 本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

母子・父子家庭別の回答結果は以下のようになっています。傾向として、母子家庭のほうが各福祉制度の利用率が高いことがわかります。今後利用したいかどうかの回答についても、母子家庭のほうが利用意向が高くなっています。

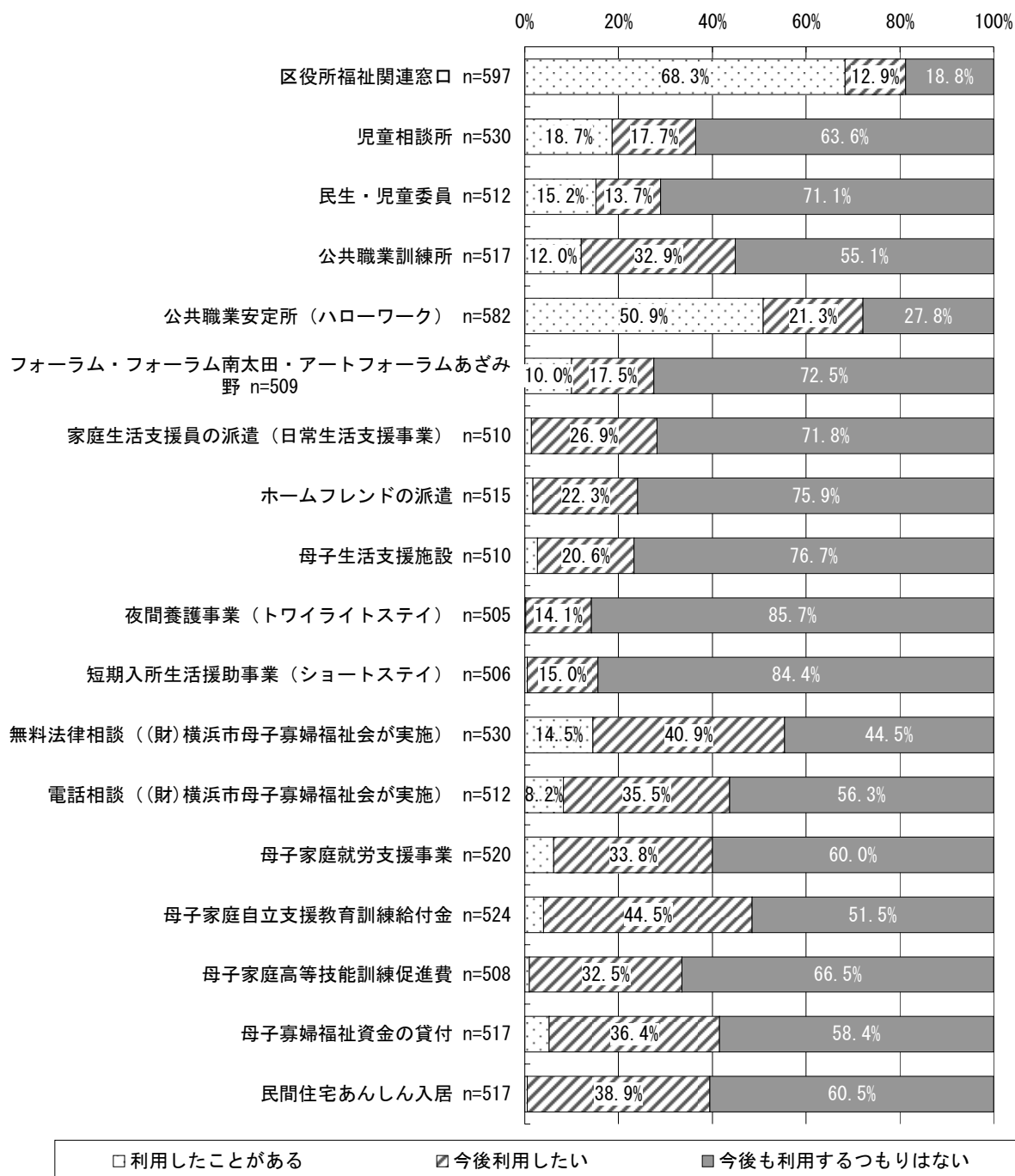


図. 各種制度・サービスの利用状況（母子家庭）

注）本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

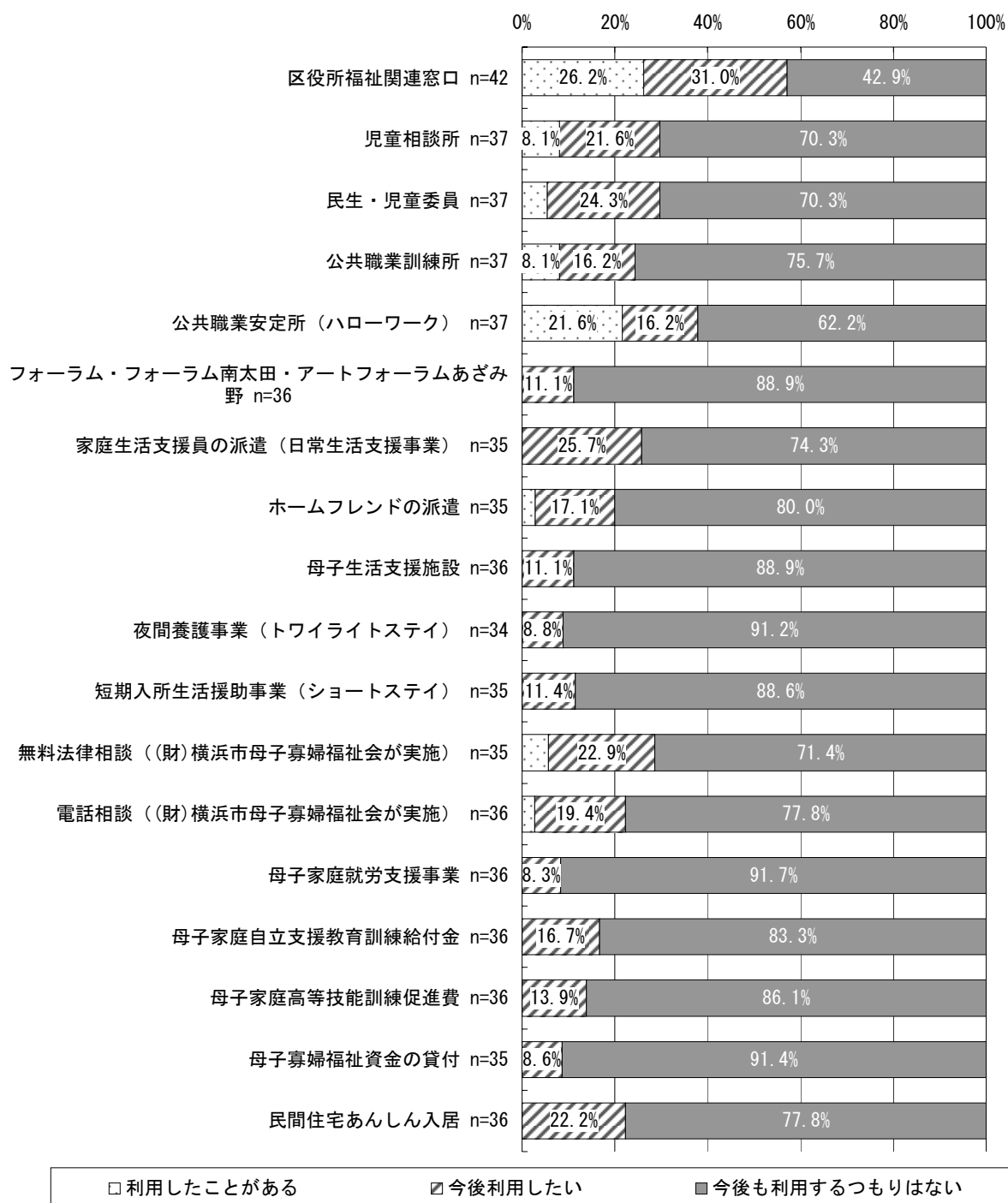


図. 各種制度・サービスの利用状況 (父子家庭)

注) 本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

なお、「母子生活支援施設」「母子家庭就労支援事業」「母子家庭自立支援教育給付金」「母子家庭高等技術訓練促進費」「母子寡婦福祉資金の貸付」の5つについては、母子家庭のみ対象の事業です。

3 ひとり親家庭の課題

本市実態調査の結果を中心に母子家庭と父子世帯の現状を見てきましたが、本市におけるひとり親家庭の課題は次のように考えられます。

1) 母子家庭数の増について

本市母子家庭のうち、母子家庭となった理由としては離婚が77%と最も多くなっています。

離婚件数は平成14年をピークに減少傾向にはありますが、依然として本市では年間7,000件を超えており、母子家庭数は増加傾向にあります。（平成7年から17年の国勢調査によると、母子家庭数は5年ごとに約2割ずつ増加）これに伴い児童扶養手当の支出も増加することとなります。

2) 課題

① 子育て・生活支援について

母子世帯・父子世帯ともに生活費が不足していると感じている方が多くなっています。

母子家庭については、生活面では民間住宅入居時に保証人が確保できないといった状況があり支援が求められているため、本市では一定の条件を満たす方について保証人無しでも入居できるよう支援する「あんしん入居事業」等の実施を推進しているところです。

父子世帯については、住居状況は56%が持家であり、どちらかということと家事支援や相談についての問題状況が見られます。育児等の協力を期待できる親族との同居は27%で、ひとり親家庭になった時に困ったこととしては「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が37%と最も多くなっています。相談できる相手の有無については「相手がいる」と回答したのが母子家庭は72%だったのに対し、父子家庭は46%と少なくなっています。

子育てでは、未就学児を抱える世帯の77%が保育園等を利用しており、就業を促進するためには保育園の利用は不可欠です。また小学生の放課後児童育成施策がひとり親家庭にとっても利用しやすい制度となることが望まれます。

② 就業支援について

本市ひとり親家庭の就労率は高く、母子家庭が86%、父子家庭が89%となっています。しかし平均年収を見ると母子家庭は277万円、父子家庭は647万円となっており、特に母子家庭の母への就業支援が必要です。

母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が41%と最も多くなっていますが、「パート・アルバイト」（34%）、「嘱託・準社員・臨時職員」（8%）、「人材派遣会社の派遣社員」（9%）を合わせた非正規職員は51%になります。

なお、就業形態別の収入平均を見ると、「正社員・正規職員」は378.9万円、「パート・アルバイト」は139.3万円、「人材派遣会社の派遣社員」は220.7万円、「嘱託・準社員・臨時職員」は295.6万円となっています。

就職・転職をする際には、条件に合う仕事の斡旋及び仕事に必要な知識や資格の取得の支援なども含め、できるだけ早期に正社員・正規職員として雇用されるよう支援する等の工夫が必要です。

③ 養育費の確保について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、半数以上の世帯で取り決めがありません。

取り決め率が低い要因としては、養育費の負担が子どもの親としての義務であることの認識の欠如と、実際の履行の可能性や手続きの煩雑さからの躊躇が考えられ、啓発の実施と手続きへの支援が求められます。

④ 情報提供について

情報提供や相談窓口では、総合的相談窓口の充実や支援制度の周知が求められています。また、利用したかったが利用できなかった福祉制度について、その理由を尋ねたところ、殆どの制度において「制度があることを知らなかったから」という理由が多く挙げられており、制度の更なる周知が必要です。

3) 支援の実施に際しての課題や今後の検討課題

ひとり親家庭のこれらの課題の解決には様々な支援が求められますが、厳しい財政状況の中で行政だけではきめ細かな支援は困難な状況にあります。これまでも関係団体等の協力を得て支援を行ってきましたが、今後は関係団体のほか、地域のNPO法人等支援に携わる市民全てを含め、より一層の官と民との連携・協働が求められます。

また、今後検討が必要な課題として外国人のひとり親に対する支援や、地域での支援方法、父子家庭への支援などがあります。

Ⅲ 支援の基本的姿勢及び基本目標

1 支援の基本的姿勢

本市では平成15年度に「横浜市母子家庭等自立支援計画」（平成15～19年度）を策定し、これに基づき従来の経済的支援に加えて総合的な自立支援策を進めてきましたが、今後も引き続き就労支援等を中心に、総合的な自立支援事業を展開していきます。

しかし本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、限られた財源の中で最大の効果を導き出す必要があります。母子家庭の母・父子家庭の父は、行政や関係団体等の幅広い支援を利用し、自ら進んでその自立を図り、創意工夫をもって生活の安定と向上に努めることが求められます。また、ひとり親家庭の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されるためには、地域全体で家庭を温かく見守り、助け合うことが必要です。

現在地域で育まれている様々な福祉活動を自主的に実行する動きを、更に活性化させて、社会全体でひとり親家庭を見守ることができるようになるため、関係団体・市等は、連携・協働して支援を推進していきます。また、地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況などに対する理解を求めていきます。

2 支援の基本目標

1) 子育てや生活の支援

ひとり親家庭が、安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な保育サービスや放課後児童施策を実施するほか、保育所の優先入所や小学生等への訪問援助を推進するとともに、引き続き緊急時等の家庭生活支援員派遣を行います。

また、住まいについては、公営住宅の優先入居とともに、民間住宅への円滑な入居支援を促進します。

2) 就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、引き続き「母子家庭就労支援事業」により一人ひとりに合わせたきめ細やかな就労支援を行うほか、職業訓練校による職業能力の向上や、資格の取得等を支援します。

また、就職が円滑に進むよう、ハローワークとの連携強化、関係団体の協力等を促進し、就職情報の提供や雇用の促進についても検討を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

3) 自立へ向けての経済的支援

ひとり親家庭となった当初等世帯収入が少ない間、児童扶養手当やひとり親医療費助成により基本的生活を確保するとともに、母子寡婦福祉資金貸付等も利用し自立に向けての活動が円滑に行えるよう経済的支援を推進します。

4) 養育費の確保の支援

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるよう、弁護士による無料法律相談で養育費に関する相談を受付けるとともに、養育費相談支援センター等と連携し講演会を行うなど、養育費についての啓発を推進します。

5) 相談機能や情報提供の充実

区役所窓口における全般的相談のほか、電話等による相談を充実するとともに、母子寡婦福祉資金貸付やその他の支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的に情報提供する等相談機能・情報提供の支援体制を推進します。

また地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況に関する情報提供を行い、その生活の困難さ等への理解を深めるための啓発を行います。

6) 子ども自身へのサポート

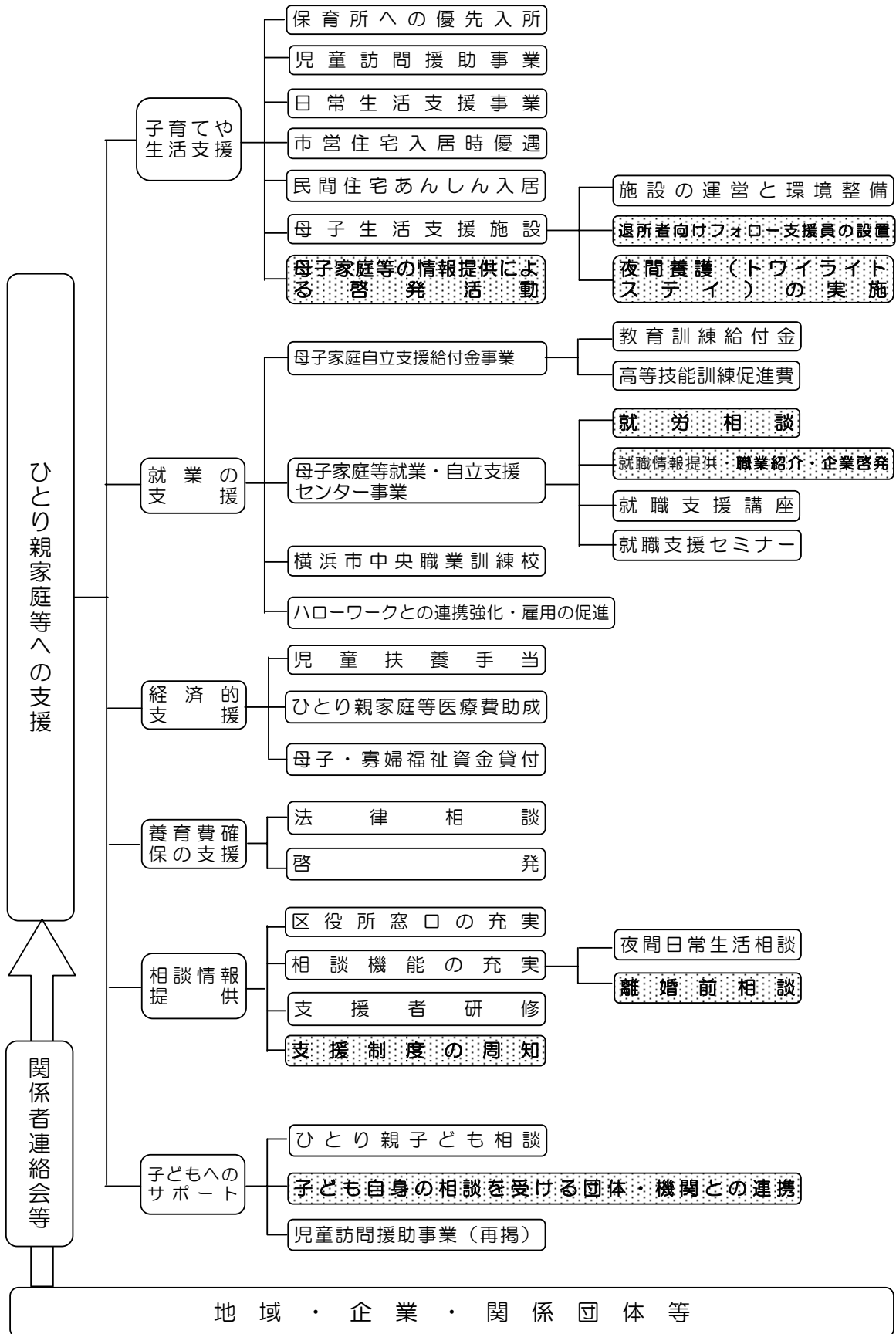
ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるよう、ひとり親家庭に理解のある相談員による相談を推進するとともに、子ども自身から相談を受けている団体や関係機関に対し、ひとり親家庭についての情報提供を行うことにより、ひとり親家庭への理解を深めます。

また小学生等の悩み相談や遊び相手となったり、学習指導等を行うために、大学生などのボランティアによる訪問援助を推進します（再掲）。

IV 支援の具体的計画

母子家庭等自立支援計画体系図

内のうち、太字は前期計画から増設



※ 母子家庭・父子家庭・寡婦の定義は、制度によりp. 3の「本計画における用語の定義」と異なる場合があります。

1 子育てや生活の支援

① 子育ての支援

● 保育所への優先入所 《対象：母子・父子》

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局保育運営課 TEL 671-2399 FAX 664-5479

② 小学生等への支援

● 児童訪問援助事業の実施 《対象：母子・父子》

ひとり親家庭の小・中学生の子どもを対象に派遣された大学生などのボランティアが、子どもの悩み相談や遊びの相手となったり、学習指導を行ったりします。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

③ 疾病等緊急時や就職活動時等の支援

● 日常生活支援事業の実施 《対象：母子・父子・寡婦》

病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、「家庭生活支援員」（ヘルパー等）を派遣し、日常生活のお手伝いをします。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

④ 公営住宅の積極的活用の推進

● 市営住宅入居時の優遇 《対象：母子・父子》

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。

担当部署 まちづくり調整局住宅管理課 TEL 671-2923 FAX 641-2756

⑤ 民間住宅入居への支援

● 民間住宅あんしん入居事業の実施 《対象：母子・父子》

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅を斡旋し、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
まちづくり調整局住宅計画課 TEL 671-2922 FAX 641-2756

⑥ 母子生活支援施設

● 母子生活支援施設の運営と環境整備 《対象：母子》

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 671-2394 FAX 681-0925

● 母子生活支援施設退所者向けフォロー支援者の配置 《対象：母子》

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 671-2394 FAX 681-0925

● 夜間養護（トワイライトステイ）の実施 《対象：母子》

母親の夜間の急用などの緊急時に、母子生活支援施設で一時的に子どもを預かります。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 671-2394 FAX 681-0925

⑦ 母子家庭等を地域全体で見守るための啓発の推進

● 母子家庭等の情報提供による啓発活動 《対象：母子・父子・寡婦》

民生委員・児童委員や自治会町内会等に対し、母子家庭等に係るアンケート結果等の情報提供を行うことにより、その生活の困難さ等への理解を深め、地域全体で母子家庭等を見守ることができるようにするための啓発に努めます。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

2 就業の支援

① 母子家庭自立支援給付金事業の実施

● 自立支援教育訓練給付金事業の実施 《対象：母子》

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の20%（上限10万円）を支給します。（所得制限があります。）

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

● **高等技能訓練促進費等事業の実施 《対象：母子》**

看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(2年以上)のうち、最後の1/2(上限18ヶ月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修了一時金を支給します。(所得制限があります。)

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

② 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

※ 父子家庭への就労支援についても検討していきます。

● **就労相談の実施 《対象：母子》**

母子就労支援員が一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、区役所の相談窓口などで面接相談・書類作成の支援をする他、電話相談を行う等きめ細やかに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

● **就職情報の提供・職業紹介・企業啓発 《対象：母子》**

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し母子家庭の母等の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

● **就職支援講座の実施 《対象：母子・寡婦》**

就職に有用な技能講座(ホームヘルパー養成講座・パソコン講座等)を開催します。(所得制限があります。)

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

● **就職支援セミナーの実施 《対象：母子》**

就職時の基礎的知識や心構え等を習得するセミナーを実施し、円滑な就職を図ります。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

③ 職業訓練の実施

● **横浜市中心職業訓練校での職業訓練 《対象：母子》**

これから就職しようとしていたり、転職しようとしている母子家庭の母や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力を開発します。

担当部署 横浜市中心職業訓練校 TEL 664-6825 FAX 664-2081

④ 支援体制の整備

- ハローワークとの連携強化と雇用の促進 《対象：母子・寡婦》

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。

担当部署 ことども青少年局ことども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

3 自立に向けての経済的支援

① 基本的生活の支援

- 児童扶養手当 《対象：母子》

父母の離別、父の死亡等により子どもを養育している母等に支給します。

平成20年度から、支給認定後5年経過者は減額。（ただし、平成20年2月に「児童扶養手当法施行令」の一部改正があり、支給停止対象者の範囲（就労中・求職中等の場合は適用除外）や支給停止額などの改正が行われています）

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
ことども青少年局ことども家庭課 TEL 671-2393 FAX 681-0925

- ひとり親家庭等医療費助成 《対象：母子・父子》

ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。（所得制限があります。）

担当部署 区・福祉保健センター保険年金課又は
健康福祉局医療援助課 TEL 671-4116 FAX 664-0403

② 生活の安定と向上のための貸付

- 母子寡婦福祉資金貸付 《対象：母子・寡婦》

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
ことども青少年局ことども家庭課 TEL 671-2395 FAX 681-0925

4 養育費確保の支援

① 養育費の取り決めの推進

- 法律相談の実施 《対象：母子・父子・寡婦》

養育費の取り決めにつき、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

担当部署 ことども青少年局ことども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

② 養育費についての啓発

- **養育費についての啓発 《対象：母子・父子・寡婦》**
養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を啓発していきます。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

5 相談機能や情報提供の充実

① 区役所窓口の充実

- **区役所窓口の充実 《対象：母子・父子・寡婦》**
区役所サービス課窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

② 相談機能の充実

- **夜間日常生活相談の実施 《対象：母子・父子・寡婦》**
ひとり親家庭等の生活全般について、夜間に電話による相談の実施や情報の提供を行います。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

- **離婚前の相談の実施 《対象：母子》**
DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所サービス課や夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で相談に応じます。

担当部署 区・福祉保健センターサービス課又は
こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

③ 支援者の専門性の向上

- **支援者研修の実施 《対象：母子・父子・寡婦》**
ひとり親世帯の相談全般に対応出来るよう、支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

④ 支援制度の周知

- **関係者等へのPR強化 《対象：母子・父子・寡婦》**

事業を周知するため、広報よこはまや区役所へのチラシ配付、ホームページへの掲載の他、関係者へのPR等を積極的に行います。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

6 子ども自身へのサポート

① 子ども悩み事相談

- **ひとり親子ども相談の実施 《対象：母子・父子・寡婦》**

日常生活相談において、母子家庭等に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

- **子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携 《対象：母子・父子》**

子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況等について情報提供等を行います。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

② 小学生等への支援（再掲）

- **児童訪問援助事業の実施 《対象：母子・父子》**

ひとり親家庭の小・中学生の子どもを対象に派遣された大学生などのボランティアが、子どもの悩み相談や遊びの相手となったり、学習指導を行ったりします。

担当部署 こども青少年局こども家庭課 TEL 681-0915 FAX 681-0925

V その他

平成15～19年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

	項目	内容	所管課等	実績				
				15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1) 子育てや生活の支援	保育所への優先入所	未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所の優先度をアップします。	こども青少年局 保育運営課	母子：24家庭 父子：3家庭 延134回訪問	母子：22家庭 父子：0家庭 延147回訪問	母子：36家庭 父子：2家庭 延159回訪問	母子：31家庭 父子：3家庭 延157回訪問	母子：25家庭 父子：0家庭 延150回訪問
	2) 中学生等への支援	ひとりの親家庭の中学生等に大学生のボランティアを派遣し、孤立感や悩みを軽減を図ります。	こども青少年局 こども家庭課	母子73人 養子0人 父子0人	母子198人 養子0人 父子1人	母子150人 養子17人 父子5人	母子105人 養子16人 父子6人	母子76人 養子18人 父子4人
	3) 疾病等緊急時や就職活動時等の支援	疾病等緊急時や就職活動時等に家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ります。	こども青少年局 こども家庭課	母子254世帯 父子10世帯 総応募者数:2,761 総当選者数:2,010 (管理戸数29,289戸)	母子234世帯 父子7世帯 総応募者数:28,218 総当選者数:1,961 (管理戸数29,855戸)	母子102世帯 父子6世帯 総応募者数:27,453 総当選者数:1,682 (管理戸数30,420戸)	母子90世帯 父子4世帯 総応募者数:26,362 総当選者数:1,434 (管理戸数31,066戸)	母子94世帯 父子2世帯 総応募者数:26,244 総当選者数:1,224 (管理戸数31,149戸)
	4) 公営住宅の積極的活用	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。	まちづくり調整局 住宅管理課	—	成約0人	成約4人	成約2人	成約7人
	5) 民間住宅入居への支援	保証人がないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、民間保証会社を利用して家賃保証等の入居支援を行います。	まちづくり調整局 住宅計画課	12か所 (広域を含む) 定員159世帯 (132世帯)	15か所 (広域を含む) 定員146世帯 (136世帯)	15か所 (広域を含む) 定員146世帯 (135世帯)	18か所 (広域を含む) 定員164世帯 (156世帯)	19か所 (広域を含む) 定員160世帯 (152世帯)
2) 就業の支援	6) 母子生活支援施設	母子生活支援施設を運営するとともに、その環境を改善します。	こども青少年局 こども家庭課	—	支給93人	支給133人	支給105人	支給75人
	1) 母子家庭自立支援給付金事業の実施	自立支援教育訓練給付金事業の実施	こども青少年局 こども家庭課	—	支給11人	支給24人	支給28人	支給29人
	2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	就業情報の提供 (母子家庭就労支援事業)	こども青少年局 こども家庭課	—	情報提供者20人	情報提供者22人	(支援464件/就職68人)	(支援899件/就職90人)
	2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	就職支援講座の実施と就業支援	こども青少年局 こども家庭課	—	MMI [®] -講習会2回 60人受講	MMI [®] -講習会1回 30人受講	MMI [®] -講習会1回 25人受講	MMI [®] -講習会1回 30人受講
	3) 支援体制の整備	就労支援セミナーの実施	こども青少年局 こども家庭課	—	就職体験-3回 46人受講	就職体験-2回 21人受講	就職体験-2回 21人受講	就職体験-5回 43人受講
		ハローワークとの連携強化と雇用の促進	こども青少年局 こども家庭課	—	生活保護受給者等就労支援事業、母子家庭就労支援事業、就労支援セミナーでの講師依頼等による連携。			

3 自立に向けての経済的支援	1) 基本的な生活の支援	児童扶養手当	父母の離別、父の死亡等により児童を養育している母等に支給します。	こども青少年局 こども家庭課	受給者計： 17,555 事業費： 787,255 千円	受給者数： 17,555 事業費： 8,244,567千円	受給者数： 1,908 事業費： 8,590,697千円	受給者数： 19,564 事業費： 8,832,111千円	受給者数： 1,979 事業費： 8,905,712千円
		ひとりの親家庭等医療費助成	ひとりの親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。(所得制限があります。)	健康福祉局 医療援助課	受給対象者 39,178人	受給対象者 40,474人	受給対象者 40,012人	受給対象者 40,537人	
4 養育費の確保	2) 生活の安定と向上のための貸付	母子寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等を無利子又は低利で貸付ます。	こども青少年局 こども家庭課	件数：2,321件 金額：868,378 千円	件数：1,884件 金額：783,552 千円	件数：1,731件 金額：751,872 千円	件数：1,468件 金額：655,776 千円	
		法律相談の実施	養育費の取り決めにつき、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	こども青少年局 こども家庭課	—	法律相談87人 (内養育費26件)	法律相談86人 (内養育費24件)	法律相談81人 199件 (内養育費57件)	法律相談86人 195件 (内養育費69件)
5 相談機能の充実や情報提供	3) 支援者の専門性の向上	区役所窓口の充実	養育費の負担は、児童の親として当然の義務であること等を啓発していきます。	こども青少年局 こども家庭課	—	—	—	—	—
		日常生活相談の実施	区役所サービス課窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。	区福祉保健センター サービス課	日中相談1,178 件 夜間相談225件	日中相談863件 夜間相談192件	日中相談392件 夜間相談409件	日中相談345件 夜間相談327件	
		支援者研修の実施	ひとり親世帯の相談全般に対応出来るよう、支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。	こども青少年局 こども家庭課	5(1)に同じ	—	—	—	—
6 児童自身へのサポート	1) 児童悩み事相談	ひとりの親子ども相談の実施	日常生活相談において、ひとりの親世帯に理解のある相談員が、児童からの様々な相談に応じます。	こども青少年局 こども家庭課	5(2)に同じ	—	—	—	—
		児童訪問援助事業の実施	ひとり親家庭の中学生等に大学生のボランティアを派遣し、孤立感や悩みへの軽減を図ります。	こども青少年局 こども家庭課	1(2)に同じ	—	—	—	—

横浜市母子家庭等自立支援計画(平成20～24年度)策定連絡会名簿

■委員

	所 属	役 職	氏 名
1	立教大学コミュニティ福祉学部	准教授	湯澤 直美
2	(財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	道下 久美子
3	(財)横浜市男女共同参画推進協会	男女共同参画センター横浜館長	納米 恵美子
4	(社福)たすけあいゆい	理事長	濱田 静江
5	母子生活支援施設 くらき	所長	二井内 勝昭
6	横浜市民生委員児童委員協議会	理事	横塚 靖子
7	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	小嶋 正夫
8	横浜公共職業安定所	職業相談第7部門 (マザーズハローワーク横浜) 統括職業指導官	新津 かつえ
9	経済観光局中央職業訓練校	校長	高家 達朗
10	港南区福祉保健センターサービス課 子育て支援担当	課長	小林 謙一
11	まちづくり調整局住宅部住宅計画課	課長	下澤 明久
12	健康福祉局保護課	課長	横山 清隆
13	こども青少年局青少年部企画調整課	課長	宮本 正彦
14	こども青少年局こども家庭課	課長	田中 博章

■事務局

	所 属	役 職	氏 名
	こども青少年局こども家庭課	家庭養育支援係長	田丸 豊
	こども青少年局こども家庭課	担当	原 千栄子
	こども青少年局こども家庭課	担当	白鳥 絵美

横浜市ひとり親世帯アンケート 調査票

< 調査ご協力のお願い >

平素より横浜市の福祉行政につきましては格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。本市では、母子家庭及び父子家庭等の皆様への総合的な支援策を展開するため、「母子家庭等自立支援計画」の見直しを進めています。そこで、対象となる皆様の生活実態や福祉施策等に対するご意見などを把握し、この計画に反映させるため、アンケート調査を実施することといたしました。

この調査は、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、正規の手続きを経て住民基本台帳から無作為に抽出し送付させていただいております。従いまして、“ひとり親世帯(2頁参照)”以外の方に送付されている場合もあります。この場合も恐縮ですが、ひとり親世帯でない旨を調査票2頁にご回答ください。本アンケート実施の趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

なお、皆様からのお答えは統計数字としてまとめられ、お名前が出たりしてご迷惑をおかけすることや、上記の目的以外に使用されることは絶対にございませぬ。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、9月10日(水)までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

(*このアンケートは、任意によるものです。皆様のご協力をお願いいたします。)

平成20年8月
横浜市こども青少年局長

< 記入上の注意 >

1. この調査は宛名のご本人がお答え下さい。
2. 本調査票は、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、住民基本台帳より統計的な手法により無作為に抽出して送付させていただいております。あなたのご家庭が「ひとり親世帯」に該当しない場合は、2ページのみご回答の上、同封の封筒にてご返却下さい。
3. 回答は、直接口のなかに数字等を記入するものと、回答の数字を○で1つまたは複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答え下さい。
4. 調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

横浜市こども青少年局こども家庭課 担当：原、^{はら}田丸^{たまる}

電話：045(681)-0915/FAX：045(681)-0925

世帯と住居の状況についておたずねします

【 質問 】

はじめに、世帯の状況についてお伺いします。

あなたのご家庭は、「ひとり親世帯」に該当しますか。どちらか1つに○をつけて下さい。

1. 該当する (→3ページに進み、最後の設問までお答え下さい。) _____
2. 該当しない (→これで調査は終わりです。同封の返信用封筒でご返送下さい。)

< 「ひとり親世帯」とは… >

この調査で「ひとり親世帯」とは、死別、離別、未婚などにより、現に配偶者のいない男性または女性が、20歳未満の子どもを育てている世帯をいいます。

単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学などのため、一時的に別居している場合は除きます。また法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合も除かれます。

なお、法律上の離婚にまでいたっていないが、離婚に向けて手続きが進んでいる場合などは上記の1.に該当しますので、本アンケートのご回答をお願いいたします。

問 1. あなたの世帯人数は何人ですか。該当する区分欄ごとにそれぞれの人数を口の中に記入して下さい。(あなた本人は含めません)

子どもの人数						
小学校入学前	小学生	中学生	高校生	大学、短大 専門学校等	就 職	その他
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

その他の世帯員の人数			
あなたの 父母	あなたの 兄弟姉妹	あなたの 祖父母	その他
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

問 2. (小学校入学前のお子さんがある方にお伺いします)
あなたが就業している間などの保育は誰が担当していますか。主なもの1つに○をつけて下さい。

1. あなた自身	2. 親・親族	3. 友人・知人
4. 保育園・幼稚園	5. ベビーシッター	6. 自宅できょうだいと一緒にいる
8. その他 ()		

問 3. (小学校入学前のお子さんがある方にお伺いします)
現在おさんは保育園または幼稚園に通園していますか。あてはまるものに○をつけて下さい。

1. 公立保育園	2. 民間認可保育園	3. 横浜保育室
4. 1～3以外の保育園	5. 幼稚園	6. 通園していない

問 4. ひとり親世帯になった理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 離婚	2. 死別	3. 未婚	4. 別居	5. その他 ()
-------	-------	-------	-------	------------

問 5. あなたの現在の年齢と、ひとり親世帯になったときの年齢を、それぞれ口の中にご記入下さい。

1. 現在の年齢 <input type="text"/> 歳	2. ひとり親世帯になったときの年齢 <input type="text"/> 歳
---------------------------------	---

問 6. あなたの住居の状況について、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 持家	2. 市営・県営住宅	3. 公社・公団(UR)の賃貸	4. 社宅など
5. 借家	6. 間借	7. 同居	8. その他

(現在、収入をとまなう仕事をされている方におたずねします)

問 1 1. 現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事について、1つだけに○をつけて下さい。

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主 (商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. 家庭で内職	8. その他 ()

問 1 2. 現在の仕事の職種は次のどれにあたりますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 専門知識・技術をいかした仕事 (教員、看護師、システムエンジニアなど)
2. 管理的な仕事 (企業・団体の課長、部長など)
3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など)
4. 営業・販売の仕事 (スーパー・デパート店員、セールス、外交員など)
5. サービスの仕事 (理・美容師、飲食店員、家政婦、ホームヘルパーなど)
6. 農林漁業の仕事 (農家など)
7. 運輸、通信の仕事 (タクシー運転手、電話交換手など)
8. 製造・技能・労務の仕事 (製造技能工、建設技能工など)
9. その他

問 1 3. 現在の仕事を始めて (勤め始めて) 何年ですか、□の中に期間をご記入下さい。

現在の仕事を始めて 約	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	ヶ月
-------------	----------------------	---	----------------------	----

問 1 4. 現在の仕事からの年収 (税込み、賞与分も含む) は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ□の中にご記入下さい。

年収 約	<input type="text"/>	万円	一週間あたりの平均就業時間 約	<input type="text"/>	時間
------	----------------------	----	-----------------	----------------------	----

問 1 5. 現在の仕事の勤務時間帯はどれですが、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 早朝 (5時～8時頃)	2. 昼間 (午前：8時～12時頃)
3. 昼間 (午後：12時～17時頃)	4. 夕方～夜 (17時～22時頃)
5. 深夜 (22時～翌日5時頃)	6. 終日勤務 (24時間勤務)
7. 勤務時間帯は特に決まっていない	8. その他 ()

問 1 6. あなたは、現在の仕事・職場に満足していますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 満足	2. まあ満足	3. どちらともいえない	4. やや不満	5. 不満
-------	---------	--------------	---------	-------

問17. あなたは、転職する希望がありますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|----------------------|-------------------|--------------------|
| 1. <u>現在の仕事を続けたい</u> | 2. <u>仕事を換えたい</u> | 3. 仕事を辞めたい (→問19へ) |
|----------------------|-------------------|--------------------|

問18. 現在の仕事を続けたいとお考えの方は、現在の仕事・職場のよいところは何ですか。

また仕事を換えたいとお考えの方は、どのような点を重視して新しい仕事・職場を選びますか。
下記のうちから、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | |
|-------------------|----------------|------------------|
| 1. 身分が安定している | 2. 休暇が取りやすい | 3. 十分な収入が得られる |
| 4. 土日に休める | 5. 通勤時間が短い | 6. 厚生年金や雇用保険に入れる |
| 7. 就業時間に融通がきく | 8. 経験や能力が発揮できる | 9. 簡単な仕事である |
| 10. 在宅でできる | 11. 労働時間が短い | 12. 残業が少ない |
| 12. 技術・技能を身につけられる | 13. その他 () | |

資格や技能についておたずねします

問19. あなたは現在どのような資格を持っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | | |
|-----------------|------------|---------------|----------|
| 1. 看護師 | 2. 栄養士 | 3. 調理師 | 4. 理・美容師 |
| 5. 保育士 | 6. ケアマネジャー | 7. ホームヘルパー | 8. 介護福祉士 |
| 9. 簿記 | 10. 教員 | 11. パソコン・情報処理 | 12. 外国語 |
| 13. 医療事務 | 14. 運転免許 | 15. その他 () | |
| 16. 特に資格は持っていない | | | |

問19-(2). (問19で資格を持っているとお答えの方にかがいます)
上記であげた資格のうち、ひとり親世帯になってから取得したものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

ひとり親世帯になってから取得したもの

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

問19-(3). (問19で資格を持っているとお答えの方にかがいます)
上記であげた資格のうち、実際に就職の際に役立ったものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

実際に就職の際役立った資格

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

問19-(4). (問19で資格を持っているとお答えの方にかがいます)
上記であげた資格のうち、実際の仕事で役立っているものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

実際の仕事で役立っている資格

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

(すべての方にかがいます)

問20. これから身につけたい資格・技能・知識について具体的な名称をご記入下さい。

これから身につけたい資格・技能・知識 ()

問21. あなたの最終学歴は以下のうちどれですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|------------|----------|----------------|
| 1. 中学校卒 | 2. 高等学校卒 | 3. 高専、短大、専門学校卒 |
| 4. 大学、大学院卒 | 5. その他 | |

福祉関係の制度等についておたずねします

問 2 2. あなたは下記の福祉制度等を利用したことがありますか。(a) から (r) のすべてについて、その利用状況であてはまるものをそれぞれ 1 つに○をつけて下さい。

	利用している または 利用したことがある	利用したことがない	
		今後利用したい	今後も利用する つもりはない
(a) 区役所福祉関連窓口	1	2	3
(b) 児童相談所	1	2	3
(c) 民生・児童委員	1	2	3
(d) 公共職業訓練所	1	2	3
(e) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3
(f) フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野	1	2	3
※(g) 家庭生活支援員の派遣 (日常生活支援事業)	1	2	3
※(h) ホームフレンドの派遣	1	2	3
※(i) 母子生活支援施設	1	2	3
※(j) 夜間養護事業 (トワイライトステイ)	1	2	3
※(k) 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1	2	3
(l) 無料法律相談 ((財)横浜市母子寡婦福祉会が実施)	1	2	3
(m) 電話相談 ((財)横浜市母子寡婦福祉会が実施)	1	2	3
※(n) 母子家庭就労支援事業	1	2	3
※(o) 母子家庭自立支援教育訓練給付金	1	2	3
※(p) 母子家庭高等技能訓練促進費	1	2	3
(q) 母子寡婦福祉資金の貸付	1	2	3
※(r) 民間住宅あんしん入居	1	2	3

<用語解説> (※印のあるもののみ)

(g) 家庭生活支援員の派遣 (日常生活支援事業)

一時的な病気や出張、冠婚葬祭などのために日常生活を営むのに支障が生じた場合、保育所の送迎や家事援助などの支援を行います。

(h) ホームフレンドの派遣

夏休み期間中などに、ひとり親家庭の小・中学生の遊び相手や相談相手となる大学生等のボランティアを派遣します。

(i) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が様々な事情から支援を必要としている場合に入所し、日常生活や就労、子育て等の支援を受けます。

(j) 夜間養護事業 (トワイライトステイ)

保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童養護施設などにおいて預かり、生活指導、食事の提供等を行います。

(k) 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)

病気・出産・事故などで一時的に児童の養育が困難になる場合、保護者に代わり、児童養護施設などにおいて一時的に保護します。

(n) 母子家庭就労支援事業

母子就労支援員が区役所等で各相談者に合わせた就労支援計画を作成し、面接相談等を行います。

(o) 母子家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、費用の2割相当額を支給します。

(p) 母子家庭高等技能訓練促進費

看護師等の資格を2年以上修業して取得しようとしている場合、修業期間の最後の1/3に相当する期間に、生活費を補助します。

(r) 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、保証人がいないため民間賃貸住宅への入居が難しい方が保証人無しで入居できるよう支援します。

問2 2-(2). 問2 2の表にある、利用しているまたは利用したことのある福祉制度のうち、役に立ったものはどれですか。特に役に立ったものを3つまで選び、下記口内に問2 1のアルファベットをご記入の上、その理由をお答え下さい。

特に役に立った制度 (問21のアルファベット記入)	特に役に立ったと感じる理由
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	

問2 2-(3). 問2 2の表にある福祉制度のうち、利用しなかったが実際に利用できなかったものがありますか。利用できなかったものを3つまで選び、下記口内に問2 1のアルファベットをご記入の上、その理由（なぜ利用できなかったか）をお答え下さい。

利用しなかったができなかった制度 (問21のアルファベットを記入)	利用できなかった理由
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	

問2 3. よりよい就職や仕事のため、どのような支援がほしいと思いますか。下記のうちから、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること 2. 訓練受講などに経済的支援が受けられること 3. 訓練などが受講しやすくなること（実施日、時間帯など） 4. 仕事を探したり、受講、通学時などに一時的に子どもを預かってもらうこと 5. 相談が一ヵ所で受けられること 6. 就職のための支援策などの情報が得られること 7. 自分で事業を興す場合に相談や援助を得られること 8. 在宅で就業するための支援が受けられること 9. 就職活動前の準備として、親子同士の交流会・職場体験などの支援が受けられること 10. 保育所が整備されること 11. 延長保育、休日保育が充実すること 12. 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること 13. その他（ |) |
|--|---|

現在の生活状況についておたずねします

問24. あなたの現在の健康状態はいかがですか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない

問25. 現在の暮らしについてどのように感じていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. ゆとりがある 2. ややゆとりがある 3. 普通 4. やや苦しい 5. 苦しい

問26. 母子世帯等のための児童扶養手当を受給していますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 全額受給している 2. 一部受給している
3. 以前受給していたが収入要件ではずれた 4. 以前受給していたが年齢要件ではずれた
5. 受給したことがない（受給資格がない） 6. その他

問27. あなたの世帯全体の収入に含まれているものを、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. あなたの勤労収入 2. 子どもの勤労収入 3. その他の世帯員の勤労収入
4. 子の父・母からの養育費 5. 親・親族からの援助 6. 遺族基礎年金・厚生年金
7. 生活保護 8. 児童扶養手当 9. 母子福祉資金借入金
10. 子どもに対する奨学金 11. その他（ ）

問28. 問27でお答えいただいた収入のうち、主なものはどれですか。問27の選択肢の中から収入の多い順に3つ選び、その番号を□の中にご記入下さい。

最も収入の多いもの □、2番目に多いもの □、3番目に多いもの □

問29. あなたの世帯の年間収入（税込み）はいくらぐらいですか。おおよそで結構ですので、□の中にご記入下さい。

年間の世帯総収入（税込み） 約 □ 万円

問30. 子どもの養育費について取り決めをしていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 取り決めをしていない 2. 取り決めをしている 3. その他（ ）

→（次ページの問31へ）

問30-(2). 養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 利用したいと思う 2. 利用するつもりはない
3. その他（ ）

問3 1. あなたの世帯はバス・地下鉄等の特別乗車券（福祉パス）の交付を受けていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 交付を受けている | 2. 交付されていない → (問3 2へ) |
|-------------|-----------------------|

問3 1-(2). (問3 1で、福祉パスの交付を受けているとお答えの方にはうかがいます) 福祉パスはどなたが利用していますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|-------------|--------|-----------|
| 1. 親（あなた自身） | 2. 子ども | 3. その他の親族 |
|-------------|--------|-----------|

問3 1-(3). (問3 1で、福祉パスの交付を受けているとお答えの方にはうかがいます) 福祉パスの利用頻度はどのくらいですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|-----------|------------|--------------|
| 1. 週に5日以上 | 2. 週に3～4日 | 3. 週に1～2日 |
| 4. 月に1～2日 | 5. 年に10日以下 | 6. 全く利用していない |

問3 1-(4). (問3 1で、福祉パスの交付を受けているとお答えの方にはうかがいます) 福祉パスの利用目的は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | |
|------------|----------------|-------------|
| 1. 通勤・通学 | 2. 日常の買い物 | 3. 趣味・レジャー |
| 4. 通院 | 5. 家族や友達に会いに行く | 6. ボランティア活動 |
| 7. その他 () | | |

(すべての方にはうかがいます)

問3 2. ひとり親世帯になったときに、困ったことについて、下記のなかからあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

【住居について】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 保証人がいないため住宅が借りられない | 2. 抽選に当たらず公営住宅に入居できない |
| 3. ひとり親世帯のため賃貸住宅に入居できない | 4. その他 () |

【仕事について】

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 5. 就職先がきまらない | 6. 就業に関する相談先、情報入手先がわからない |
| 7. その他 () | |

【家計について】

- | | |
|---------------|------------|
| 8. 生活費が不足している | 9. その他 () |
|---------------|------------|

【家事について】

- | | |
|----------------------|-------------|
| 10. 炊事洗濯等の日常の家事ができない | 11. その他 () |
|----------------------|-------------|

問3 3. 問3 2の選択肢の中で、現在も困っていることはありますか。下記の口の中にあてはまる番号をすべてご記入下さい。

現在も困っていること (問3 2の項目から選択)

問34. あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。下記のうちから、あてはまるもの 1つに○をつけて下さい。

1. 相談できる相手がいる	2. 相談相手がほしい	3. 必要ない
---------------	-------------	---------

↓
問34-(2). (相談できる相手がいる、または相談相手がほしいとお答えの方にかがいます) その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いませんか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 親・親族	2. 知人・隣人	3. 民生委員・児童委員
4. 区役所など公的機関	5. 民間団体やボランティア	6. その他()

問35. 最後に、あなたがいま困っていることや悩んでいること、またはご意見や要望など、自由にご記入下さい。

.....
.....
.....
.....
.....

お忙しいところを、ご協力いただき、誠にありがとうございました。
記入された調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月10日(水)までにご返送下さい。

横浜市こども青少年局こども家庭課
平成21年3月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-681-0915

FAX 045-681-0925

横浜市広報印刷物登録第200723号

類別・分類 A-EB100